第9回 大阪市公文書管理委員会 議事次第

平成28年7月4日(月曜)午前10時~ 大阪市公文書館 1階 講座室

- 1 開会
- 2 大阪市公文書管理条例第 28 条第1項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について(諮問)
- 3 その他
- 4 閉会

第9回大阪市公文書管理委員会 出席者名簿

<委員>

金井美智子 弁護士

澤井 実 大阪大学大学院経済学研究科名誉教授

澤村 美賀 消費生活相談員

玉田 裕子 弁護士

安竹 貴彦 大阪市立大学大学院法学研究科教授

(敬称略:五十音順)

<事務局>

岸本 孝之 総務局行政部長

江野 一 総務局行政部行政課長

高畑 康之 総務局行政部行政課長代理

遠藤 博文 公文書館長

今中 國雄 公文書館次席調査員



平成 28 年 7 月 4 日

大阪市公文書管理委員会 委員長 澤井 実 様

大阪市長 吉村 洋文

公印

大阪市公文書管理条例第28条第1項の規定による 特定歴史公文書等の廃棄について(諮問)

大阪市公文書管理条例第 28 条第 2 項の規定に基づき、「特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなったと認める文書の廃棄」(別紙)について、 貴委員会の意見を求めます。

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	人欄												アーキビスト記入欄			所属	記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	(廃棄	意見 gは を表 示)	意見
1	9040400	永年	T4	T4	7085	6983	神のやしろ	大正4年11月に大阪 国学院西成都市部が 発行した非売品で、郷 社、村社26神社を説明した書籍(元豊崎町 役場備品) 大阪市内の神社に ついての書籍で、行政 刊行物等化が適当		ウ(ウ)参考文献	北区役所	総務課(総務)	化)	大阪市内の神社について書かれた書籍で、大阪市が作成・発行したものではないが、作成された時期の大阪の様子を知ることができる資料である。 決裁文書がなく、供覧・収受の痕跡もない。 非売品であり、一般に多く流布したものではないこと、写真が多く市の都市空間の様子を視覚 的に知ることができることから行政刊行物等として引き続き収蔵することが望ましい。	内容	ウ (ウ) 参考文献			
2	7050000	永年	T13	T13	7091	6989	大阪市第1回下 水道改良誌	大阪市役所水道部 発行の行政刊行物で あり、既に行政刊行物 (配架番号4674、 4675)として保存中 廃棄が適当	内容	ア 行政刊行物等	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪市役所水道部が発行した書籍で、決裁文書、供覧の痕跡は存在しない。すでに行ご政刊行物等として、閲覧・保存用の2冊があるるるとが適当と考えられる。とだし、当該都市整表がの下水道の歴史や、それに伴う都の整まがの表で重要なものであり、展示なり、では、おり、展示なり、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	内容	ア 行政刊行物等			
3	507000001	永年	S11	S11	7107	7004	西成普通水利組合誌	大阪市役所水道部 発行の行政刊行物 あり、既に行政刊行物 (配架番号19671)とし て保存中。閲覧用。 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊 行物等 化)	大阪市役所水道部が発行した書籍で、市に移管された西成普通水利組合の歩みを記したものである。決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。農業用水の利用のされ方や堤防の建設等水利という都市機能の整備を示す重要な資料であると考えられる。すでに保存用の行政刊行物等として引き続き収蔵することが望ましい。	内容	ア行政刊行物等			
4	7030000	永年	S11	S11	7108	7005	淀川右岸水害 予防組合誌	「第1編 淀川右岸水 害予防組合」で、大阪 市発行の行政刊行物 として保存すべきもの 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	北区役所	住民自治課 (住民自治)	行物等	大阪市が発行した淀川右岸水害予防組合の歩みを示した書籍である。淀川の洪水の予防や下流域の治水に関する取組を読み取ることができ、災害に関する重要な資料であるといえる。 決義文書が存在せず供覧の痕跡も存在しないことから行政刊行物等として保存することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等			
5	6010000	永年	S19	S19	7113	7010	第1次大阪都市 計画事業誌	大阪市役所発行の行 政刊行物であり、既に 行政刊行物(配架番 号8743、8744)として 保存中 廃棄が適当	内容	ア 行政刊行物等	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪市発行の書籍である。第一次大阪都市計画 事業の事業概要や図面、予算等の資料が掲載されており、当然を関係である。決策でと関係であまり、当然の都市機能・都文書や供覧のあたると考えられる。既に行政刊行物等として存用・閲覧由の2冊が収蔵されている資料のの要はない。したるとの事をもの要はない。レファレンスことのでは、では、と考えられるの場がであるが、では、と考えら、自科のででから、重容では、と考えら、自科のででから、表述のでは、と考えら、自科のででから、表述に、と考えら、自科のでは、またが、と考えら、自科のでは、またが、と考えら、自科のでは、またが、と考えら、自科のでは、またが、と考えら、自科のでは、またが、と考えら、自科のでは、またが、と考えら、自科のでは、またが、と考えら、自科のでは、またが、といい、と考えば、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	内容	ア 行政刊行物等			

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
6	1010002	永年	S49	S49	74806	174776	財源拡充関係書類	「地方財務」 昭和49年7月号 242 - 昭和49年12月号 247で㈱帝国地方行 政学会発行有償印刷 物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務:総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は"地方財務"という逐次刊行物を編録したものであり、逐次刊行物の表紙に回覧いや回覧 印色照用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と様では、日本である。編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
7	1010002	永年	S49	S49	74807	174777	財源拡充関係書類	「地方財務」 昭和49年1月号 236 - 昭和49年6月号 241で㈱帝国地方行 政学会発行有償印刷 物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務·総務· 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財務』という遂介刊行物を編録したものであり、表紙に回覧印や回覧用が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。		ウ (ウ) 参考文献		
8	1010002	永年	S50	S50	74808	174778	財源拡充関係書類	「地方財務」 昭和50年1月号 248 - 昭和50年6月号 253で㈱ぎょうせい(帝 国地方行政学会)発 行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務:総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は"地方財務"という逐次刊行物を編録したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
9	1010002	永年	\$50	S50	74809	174779	財源拡充関係書類	「地方財務」 昭和50年7月号 254 - 昭和50年7月号 259 - 昭和50年12月号 259で㈱ぎょうせい発 行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 れをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 ものであり、表紙に回覧印や回覧相が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕 療される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	編集	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
10	1010002	永年	S51	S51	74810	174780	財源拡充関係書類	「地方財務」 昭和51年1月号 260 - 昭和51年6月号 265で㈱ぎょうせい発 行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務,総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は"地方財務』という逐次刊行物を編纂したものであり、表紙に回覧印や回覧和が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
11	1010002	永年	S51	S51	74811	174781	財源拡充関係書類	「地方財務」 昭和51年7月号 266 - 昭和51年12月号 271で㈱ぎょうせい発 行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務·総務· 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿田の大学、地方がの表紙に回覧印や回覧印を明報が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡任存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
12	1010002	永年	S52	S52	74812	174782	財源拡充関係書類	「地方財務」 昭和52年1月号 272 - 昭和52年6月号 277で㈱ぎょうせい発 行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務·総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」は1/25年度の旧永年簿冊歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は"地方財務』という逐次刊行物を編綴したものであり、決裁文書や供覧文書は存在しない。表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡な存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とするこが適当であると考える。	中容	ウ (ウ) 参考文献		
13	1010002	永年	S52	S52	74813	174783	財源拡充関係書類	「地方財務」 昭和52年7月号 278 - 昭和52年12月号 283で㈱ぎょうせい発 行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務·総務· 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は「地方財務』という逐次刊行物を編綴したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧のは存在しないため、業務一般の参考資料と推築される。編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。		ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コ ー ド	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
14	1010002	永年	S43	S43	74832	185923	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和43年4月号 - 昭 和44年3月号で関地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務:総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 地方財政』という逐次刊行物を編纂した ものであり、逐次刊行物の表紙に回覧印や回覧 用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文 書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の 参考資料とは一般である。 編纂されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
15	1010002	永年	S44	S44	74833	185924	財源拡充関係 書類	「地方財政」 昭和44年4月号 ~ 昭和45年3月号で開地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務,総務, 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿門の内容を確認すると、当該簿 冊は『地方財政』という逐次刊行防を編綴した ものである。表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付 けてあるものもあったが、決教文書や観りの痕 跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推 線盤される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における税務事務等を示すものではないこ とから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
16	1010002	永年	S45	S45	74834	185925	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和45年4月号〜昭 和46年3月号で開地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務:総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 ・地方財政』という逐次刊行物を編纂した ものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕 禁受される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における稅務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。		ウ (ウ) 参考文献		
17	1010002	永年	S46	S46	74835	185926	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和46年4月号 ~ 昭 和47年3月号で開地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定におい河田区文対象外となっている。こ れをふまえで湯冊の内容を確認すると、当該を 一は、地方財政。という逐次刊行物を編織した ものであり、逐次刊行物の表紙に回覧印や回覧 用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁 書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の 参考資料上課家される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における税務事務等を示すものではないこ とから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
18	1010002	永年	S47	S47	74836	185927	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和47年1月号 ~ 昭 和47年6月号で開地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐次刊行物を編纂したものであり、逐次刊行物の表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。 編纂されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないこととから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
19	1010002	永年	S47	S47	74837	185928	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和47年7月号 ~ 昭 和47年12月号で財地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務·総務・ 財政調査)		「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて海門の内容を確認すると、当該簿 用は「地方財政」という逐次刊行物の毎組のしたものであり、逐次刊行物の表紙に回覧である場合で、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の場合である。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
20	1010002	永年	S48	S48	74838	185929	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和48年1月号 ~ 昭 和48年6月号で関地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務,総務, 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年薄冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて薄冊の内容を確認すると、当該簿用は「地方財政」という遂欠刊行物を編綴したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、美教文書や資料と推策合成存在しないため、業務一般の参考資料と推議録されている逐次刊行物の内容をみても、大、大の時における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
21	1010002	永年	S48	S48	74839	185930	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和48年7月号 - 昭 和48年12月号で関地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務,総務,財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて海門内容を確認するとと編録したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けるあるものもあったが、決裁文書や貨料と推りは存在しないため、業務一般の参考資料と推築の表し、は、1000年のであり、表紙に可能があるとのものであり、表紙では存在しないため、業務一般の参考である。編録されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とするこが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記入	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
22	1010002	永年	S49	S49	74840	185931	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和49年1月号~昭 和49年6月号で劇地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は"地方財政』という逐次刊行助な場線したものであり、回覧印・受い知行助り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
23	1010002	永年	S49	S49	74841	185932	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和49年7月号~昭 和49年12月号で開地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務·総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 冊は『地方財政』という逐次刊行物を編録した ものであり、表紙に回覧印や回覧相が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕 所は存在しないため、業務一般の参考資料と推 家される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
24	1010002	永年	\$50	S50	74842	185933	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和50年1月号〜昭 和50年6月号で劇地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務:総務 財政調查)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。ここれをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 市を小まえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 ものであり、表紙に回覧印や回覧用統が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕 時に存在しないため、業務一般の参考資料と推 家される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
25	1010002	永年	S50	S50	74843	185934	財源拡充関係	「地方財政」 昭和50年7月号~昭 和50年12月号で開地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務·総務· 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 市場で地方財政。という逐次刊行物を編録した ものであり、表紙に回覧印や回覧相が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕 原される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。		ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄												アーキビスト記入欄			所属	記入欄	公文書	書管理委員会
番号	分類 コード	保存 期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	(廃棄	意見 は を表 示)		意見
26	1010002	永年	S51	S51	74844	185935	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和51年1月号~昭和51年6月号で劇地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務,総務, 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年薄冊歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は"地方財政』という逐次刊行物を編録したものであり、表紙に回逐次刊行物を編録したけであるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献				
27	1010002	永年	\$51	\$51	74845	185936	財源拡充関係 書類	「地方財政」 昭和51年7月号~昭和51年72月号で関地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐行行物を編録したものであり、表紙に回覧印や回覧和が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献				
28	1010002	永年	\$52	\$52	74846	185937	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和52年1月号 - 昭 和52年6月号で劇地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務 総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 れをふまえて簿冊の内容を確認すると、場場した ものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕 原で存在しないため、業務一般の参考資料と推 繁される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献				
29	1010002	永年	S52	\$52	74847	185938	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和52年2月号 - 昭和52年2月号で献地 力方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 一部は「地方財政」という逐次刊行物を編纂したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編纂されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献				

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	人欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
30	1010002	永年	S46	S46	91659	283837	財源拡充関係書類	地方財政 (1~12) 「地方財政」 昭和46年1月号~12 月号で側地方財務協 会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 冊は『地方財政』という逐次刊行的を編緩したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決義文書や資料と推 録のであり、表紙では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	内容	ウ (ウ) 参考文献		
31	1010002	永年	S54	S54	123360	174786	財源拡充関係書類	「地方財務」 昭和54年1月号 296 - 昭和54年6月号 301で㈱ぎょうせい発 行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務,総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて薄冊内容を確認すると、当該簿用は『地方財務』という返入刊行物を編緩したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けるるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡に存在しないため、業務一般の参考資料と推築される。編織されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
32	1010002	永年	S54	S54	123361	174787	財源拡充関係書類	「地方財務」 昭和164年7月号 302 - 昭和54年12月号 307で㈱ぎょうせい発 行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務:総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 用は『地方財務』という逐次刊行物を編録した ものであり、決裁文書や供覧文書は存在しない。 編纂されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
33	1010002	永年	S54	S54	123364	185941	財源拡充関係書類	「地方財政」 昭和54年1月号 - 昭 和54年6月号で側地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務,総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて薄冊内内容を確認すると、当該簿 冊は『地方財政』という返次刊行物を編綴したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、教教文書や供覧の痕 第ではいため、業務一般の参考資料と推察される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないこととから原葉とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
34	1010002	永年	S54	S54	123365	185942	財源拡充関係 書類	「地方財政」 昭和54年7月号 ~ 昭 和54年7月号で関地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政という送外刊行物を編修したものであり、表紙に回覧印や回覧和が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕符在しないため、業務一般の参考資料と推察される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄												アーキビスト記入欄			所属記	己入欄	公文書	管理委員会
番号	分類コード	保存期間	最初編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意! (廃棄は 示	を表		意見
35	1010002	永年	S53	S53	118535	185939	財源拡充関係 書類	「地方財政」 昭和53年1月号 - 昭和53年6月号で財地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 冊は『地方財政』という逐次刊行物を編綴したものであり、決裁文書・世代覧文書は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における秘務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献				
36	1010002	永年	\$53	S53	118536	185940	財源拡充関係 書類	「地方財政」 昭和53年7月号〜昭 和53年12月号で関地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務,総務, 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象かとなっている。こ ルをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該を 冊は『地方財政』という逐次刊行物を編綴した ものであり、決数書や供覧文書は存在しない ため、業務一般の参考資料と推察される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における秘務事務等を示すものではないこ とから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献				
37	1010002	永年	S53	S53	118565	174784	財源拡充関係書類	「地方財務」上(1~6) 昭和53年1月号 284 ~昭和53年6月号 289で㈱ぎょうせい発 行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務 総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象かとなっている。こ れをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 冊は『地方財務』という逐次刊行物を編綴した ものであり、決裁文書や供覧文書は存在しない ため、業務一般の参考資料と推察される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における稅務事務等を示すものではないこ とから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献				
38	1010002	永年	S53	S53	118566	283838	財源拡充関係 書類	「地方財政」下(7~ 12) 昭和53年7月号~昭 和53年12月号で開地 方財務協会発行有償 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務:総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象かとなっている。こ れをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 冊は『地方財政』という逐次刊行物を編綴した ものであり、決裁文書や供覧文書は存在しない ため、業務一般の参考資料と推察される。 編綴されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における税務事務等を示すものではないこ とから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献				
39	1010002	永年	\$53	S53	118590	174785	財源拡充関係 書類	「地方財務」下(7~ 12) 昭和53年7月号 .290 ~昭和53年12月号 .295で㈱ぎょうせい 発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・ 財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊 歴文判定において歴文対象外となっている。こ れをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿 冊は『地方財務』という逐次刊行物を編録した ものであり、決載文書や供覧文書は存在しない ため、業務一般の参考資料と推察される。 編級されている逐次刊行物の内容をみても、大 阪市における税務事務を示すものではないこ とから廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献				

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初編集 年度	編集	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
40	1020100	永年	S27	S27	62900	215380	市税決算関係 書類	「大阪国税局統計書」 となっているが、実 は、大阪国税局発行 印刷物「税務統計書 昭和27年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編級されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて当該無冊を確認すると、編級されているの は大阪国税局が発行した『税務統計書』という 冊子である。市税決算の分析に用いた参考資料 であり、市税に関する意思決定過程の重要な経 緯を示すものではない。よって廃棄とすること が適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
41	1020100	永年	S28	S28	62901	215382	市税決算関係 書類	「大阪国税局統計書」 となっているが、実 は、大阪国税局発行 印刷物「税務統計書 昭和28年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて当該声を確認すると、編綴されているの は大阪国税局が発行した『税務統計書』という 冊子である。市税決算の分析に用いた参考資料 であり、市税に関する意思決定過程の重要な 線を示すものではない。よって廃棄とすること が適当であると考える。		ウ (ウ) 参考文献		
42	1020100	永年	S29	S29	62902	215383	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」 となっているが、実 は、大阪国税局発行 印刷物「税務統計書 昭和29年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて当該海ーを確認すると、編綴されているの は大阪国税局が発行した『税務統計書』という 冊子である。市税決算の分析に用いた参考資料 であり、市税に関する意思決定過程の重要な経 緯を示すものではない。よって廃棄とすること が適当であると考える。		ウ (ウ) 参考文献		
43	1020100	永年	S25	S30	62903	215379	市税決算関係書類	「大阪府税務統計書」 となっているが、実 は、大阪府総務部が、大 阪府は発育部が、大 阪府投育、日本昭和30年度 6,及び大阪府 生度 6,及び大阪府印 総務部庶務課発行印 副物「予算の概要 財力27年度 - 29年度 版」	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文弁 判定において「編綴されている文書は市会を分 日の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該薄冊は大阪府総務部分 講評が発行した。大阪府税務統計。という中であ ある。市税決算の分析に用いた参考資料経を り、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を り、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
44	1020100	永年	S27	\$30	62904	215381	市税決算関係 書類	「東京都税務統計年報」 報、昭和27年版、昭和28年度~昭和30年度版で、東京都主税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該簿冊は東京都主税局が発 行した『東京都稅務統計年報』という冊子であ る。市稅決算の分析に用いた参考資料であり、 市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示す ものではない。よって廃棄とすることが適当で あると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
45	1020100	永年	S30	S30	62905	215384	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」 となっているが、実 は、大阪国税局発行 印刷物「税務統計書 昭和30年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編纂されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて当該簿冊を確認すると、編纂されているの は大阪国税局が発行した「税務統計書」をいう 一であり、市税に関する意思決定過程の重要な を示すものではない。よって廃棄とすること が適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
46	1020100	永年	S31	S31	62906	215386	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」 となっているが、実 は、大阪国税局発行 印刷物「税務統計書 昭和31年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて当該簿冊を確認すると、編綴されているの は大阪国税局が発行した「税務統計書」を考資料 であり、市税に関する意思決定過程の重要な 編修である。市税決算の分析に用いた参資料 であり、市税に関する意思決定過程の重要なと が適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
47	1020100	永年	S32	S32	62907	215388	市税決算関係 書類	「大阪国税局統計書」 となっているが、実 は、大阪国税局発行 印刷物「税務統計書 昭和32年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編線されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて当該簿冊を確認すると、編纂されているの は大阪国税局が発行した『税務統計書』をいう 冊子である。市税決算の分析に用いた参考資料 であり、市税に関する意思決定過程の重要な経 維を示すものではない。よって廃棄とすること が適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
48	1020100	永年	S30	S33	62908	215385	市税決算関係書類	「大阪府税務統計書」 となっているが第 は、大阪府総務部税 政課発行印刷物「大 阪府税務統計 昭和 30年度 6~昭和33 年度 9」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊介物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて当該薄冊を確認すると、当該薄冊は大阪府 総務部税政課が発行した『大阪府稅務統計』と いう冊子である。市税決算の分析に用いた参考 資料であり、市税に関する意思決定過程の重な 経緯を示すものではない。よって廃棄とする ことが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
49	1020100	永年	S31	S33	62909	215387	市税決算関係 書類	「東京都税務統計年報」 報、昭和31年、昭和31年度 昭和33年度版で、東京都主税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編纂されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて当該簿冊を確認すると、当該簿冊は東京 主税局が発行した『東京都税務統計年報』とい う冊子である。市税決算の分析に用いた参考 料であり、市税に関する意思決定過程の重要な 経緯を示すものではない。よって廃棄とするこ とが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記入	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
50	1020100	永年	S33	S33	62910	215389	市税決算関係 書類	「大阪国税局統計書」 となっているが、実 は、大阪国税局発行 印刷物「税務統計書 昭和33年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文判定において「編綴されている文書は市会答弁用の資料で、刊行物で確認できる内容である」として歴文対象外と判定している。それを踏まえて当該簿冊を確認すると、編綴されているのは大阪国税局が発行した『税務統計書』という冊子である。市税決算の分析に用いた参考資料であり、市税に関する意思決定過程の重要な経達を示すものではない。よって廃棄とすることが適当であると考える。		ウ (ウ) 参考文献		
51	1020100	永年	S34	S34	62911	215390	市税決算関係 書類	「大阪国税局統計書」 となっているが、実 は、大阪国税局発行 印刷物「税務統計書 昭和34年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて当該簿冊を確認すると、編綴され書。という 田子である。市税決算の分析に用いた参考資料 であり、市税に関する意思決定過程の重要な経 練を示すものではない。よって廃棄とすること が適当であると考える。		ウ (ウ) 参考文献		
52	1020100	永年	S35	S35	62912	215393	市税決算関係 書類	「大阪国税局統計書」 となっているが、実 は、大阪国税局発行 印刷物「税務統計書 昭和35年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該溥冊は大阪国税局が発行決 した。税務を計畫。という冊子である。市税に関す の分析に用いた参考資料であり、市税に関す る意思決定過程の重要な経緯を示すものではな り、よって廃棄とすることが適当であると考え る。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
53	1020100	永年	S34	S36	62913	215391	市税決算関係 書類	「東京都税務統計年報」 報」昭和36年度~昭和36年度版で、東京都主税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定しいる。そ主税部が行 行した『東京都稅務統計年報』という冊子であ る。市稅決算の分析に用いた参考資料であり、 市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示り、 ものではない。よって廃棄とすることが適当で あると考える。	内谷	ウ (ウ) 参考文献		
54	1020100	永年	S36	S36	62914	215394	市税決算関係 書類	「大阪国税局統計書」 となっているが、実 は、大阪国税局発行 印刷物「税務統計書 昭和36年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該薄冊は大阪国税局が発行 した。税務統計書』という冊子である。市税決 算の分析に用いた参考資料であり、市税に関す る意思決定過程の重要な経緯を示すものではな い。よって廃棄とすることが適当であると考え る。	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	∖欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
55	1020100	永年	S37	S37	62915	215395	市税決算関係 書類	「大阪国税局統計書」 となっているが、実 は、大阪国税局発行 印刷物「税務統計書 昭和37年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該簿冊は大阪国税局が発行 した『税務統計書』という冊子である。市税決 算の分析に用いた参考資料であり、市税決 意思決定過程の重要な経緯を示すものではない。よって廃棄とすることが適当であると考え る。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
56	1020100	永年	S34	S38	62916	215392	市税決算関係 書類	「大阪府税務統計書」 となっているが、実 は、大阪府総務部税 政課発行印刷物「大 阪府税務統計 昭和 34年度 10~昭和38 年度 14」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編線されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該簿冊は大阪府総務部税か 課が発行した『大阪府税務統計』としいう冊子で ある。市税決算の分析に用いた参考要な経 り、市税に関する意思決定過程の書数と経 演する意思決定過程のませる。 当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
57	1020100	永年	S37	S39	62917	215396	市税決算関係 書類	「東京都税務統計年報」 報」昭和37年度~昭和39年度版で、東京都主税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編線されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である話 として歴文対象と判定している。老土税局がと判定している。都土税局である。 大て確認すると、当該簿冊は東京都主税局がである。市税決算の行した。東京都稅務統計年報。という冊子の市税に開いた。 市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示り、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示すものではない。よって廃棄とすることが適当であると考える。		ウ (ウ) 参考文献		
58	1020100	永年	S38	S41	75035	215397	市税決算関係 書類	「大阪国税局統計書」 となっているが、実 は、大阪国税局発行 印刷物「税務統計書 昭和38年 - 41年度 版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編線されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。そ同於名 えて確認すると、当該簿冊は大阪国稅局が発行決 した。稅稅計畫。という冊子である。市稅・ 算の分析に用いた参考資料であり、市稅に関す る意思決定過程の重要な経緯を示すものではな い。よって廃棄とすることが適当であると考え る。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
59	1020100	永年	S40	S42	75036	215399	市税決算関係 書類	「東京都税務統計年報」 昭和40年度~昭和42年度版で、東京都主 税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該簿冊は東京都主税局が存 行した『東京都税務統計年報』という冊子であ る。市税決算の分析に用いた参考資料であり、 市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示す ものではない。よって廃棄とすることが適当で あると考える。	内谷	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄											アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文記	書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由 素		所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)		意見
60	1020100	永年	S39	S43	75037	215398	市税決算関係 書類	「大阪府税務統計書」 となっているが、実 は、大阪府総務部税 政課発行印刷物「大 阪府税務統計」で、 昭和39年度 15~昭 和43年度 19 廃棄が適当	ទ ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編織されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該薄冊は大阪府総務部分 議が発行した『大阪府税務統計。という冊子で ある。市税決算の分析に用いた参考資料であり、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を 可り、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を 示すものではない。よって廃棄とすることが適 当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献			
61	1020100	永年	\$43	S45	75038	215401	市税決算関係 書類	「東京都税務統計年報」 昭和43年度〜昭和45年度版で、東京都主 税局発行印刷物 廃棄が適当	ទ ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」は1/25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該簿冊は東京都主規局が 行した『東京都税務統計年報』という冊子であ る。市税決算の分析に用いた参考資料であり、 市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示す ものではない。よって廃棄とすることが適当で あると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献			
62	1020100	永年	S44	S47	75039	215402	市税決算関係 書類	「国税庁統計年報書」 昭和44年度版(第95 回) ~ 昭和47年度版 (第98回) で、国税庁発 行の印刷物 廃棄が適当	守ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該簿冊は国税庁が発決算の 「統計年報書」という冊子である。市稅決算の 分析に用いた参考資料であり、市税に関する意 思決定過程の重要な経緯を示すものではない。 よって廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献			
63	1020100	永年	S42	S48	75040	215400	市税決算関係 書類	「大阪国税局統計書」 昭和42年度 昭和44 年度~昭和46年度 で、大阪国税局発行 の印刷物 廃棄が適当	ទ ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編線されている文書は市会客弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該無由は大阪国税局が発行 した。税務統計書』という冊子である。市税決 算の分析に用いた参考資料であり、市税に関す る意思決定機を重要な経緯を示すものではな い。よって廃棄とすることが適当であると考え る。	内容	ウ (ウ) 参考文献			
64	1020100	永年	S44	S48	75041	215403	市税決算関係 書類	「大阪府税務統計書」 となっているが、実 は、大阪府総務部税 政課発行印刷物「大 阪府税務統計」で、 阪府税務統計で、 内容 和48年度 20~昭 和48年度 24 廃棄が適当	守ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編織されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象がと判定している。それを踏ま えて確認すると、当該薄冊は大阪府総務部統計 書が発行した『大阪府税務統計』といり刊子で ある。市税決算の分析に用いた参考資本経緯 である。市税決策である。市税決策である。市税決策である。市税決策である。 では、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を 示すものではない。よって廃棄とすることが適	内容	ウ (ウ) 参考文献			

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	人欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存 期間	最初 編集 年度	編集	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
65	1020100	永年	S46	S48	75042	215404	市税決算関係書類	「東京都税務統計年報。 報、昭和46年度 - 昭和48 年度版で、東京都主 税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編線されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該薄冊は東京都主稅局が踏 行した『東京都稅務統計年報』という冊子であ る。市稅決算の分析に用いた参考資料であり、 市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示り、 ものではない。よって廃棄とすることが適当で あると考える。	内谷	ウ (ウ) 参考文献		
66	1020100	永年	S47	S50	75043	215405	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」 昭和47年度 - 昭和50 年度で、大阪国税局 発行の印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」は1/25年度の旧永年歴文 判定において「編纂されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該薄冊は大阪国税局が発行 した。税務計書。という冊子である。市税に関 りかが析に用いた参考資料であり、市税に関す る意思決定過程の重要な経緯を示すものではな い。よって廃棄とすることが適当であると考え る。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
67	1020100	永年	S48	S51	75044	215406	市税決算関係書類	「国税庁統計年報書」 昭和48年度版第99 回)~昭和51年度版 (第102回)で、国税庁 発行の印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編線されている文書は市会客弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該簿冊は国税庁が発行した 『国税庁統計年報書』という冊子である。市税 に関い分析に用いた重要な経緯を示すものでは ない。よって廃棄とすることが適当であると考 える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
68	1020100	永年	S49	S51	75045	215407	市税決算関係書類	「東京都税務統計年報」 報」 昭和49年度 - 昭和51 年度版で、東京都主 税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編線されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該簿冊は東京都主税局が発 行した『東京都稅務統計年報』という冊子であ 。市税決算の分析に用いた考賞料なあり、 市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示り ものではない。よって廃棄とすることが適当で あると考える。		ウ (ウ) 参考文献		
69	1020100	永年	S51	S54	123417	215409	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」 昭和51年度 - 昭和54 年度で、大阪国税局 発行の印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編綴されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、当該簿冊は大阪国税局が発格 した。税務局統計書』という冊子である。市税 決算の分析に用した重要な経緯を示すものでは ない。よって廃棄とすることが適当であると考 える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	人欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存 期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
70	1020100	永年	S52	S54	123418	215410	市税決算関係 書類	「東京都税務統計年報」 昭和52年度 ~ 昭和54 年度版で、東京都主 税局発行印劇物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編纂されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま えて確認すると、対象法計年報。という冊子である。 市税決算の分析に用いた参考資料であり、 市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示す ものではない。よって廃棄とすることが適当で あると考える。	内谷	ウ (ウ) 参考文献		
71	1020100	永年	S49	S53	118552	215408	市税決算関係 書類	「大阪府税務統計書」 となっているが、実 は、大阪府総務部税 政課発行印刷物「大 阪府税務統計・で、 昭和44年度 20~昭 和48年度 24 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴文 判定において「編線されている文書は市会答弁 用の資料で、刊行物で確認できる内容である」 として歴文対象外と判定している。それを踏ま して歴文対象外と判定している。それを踏む 意が発行した。大阪府税務統計。という冊子で ある。市税決算の分析に用いた参考資料であ り、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を 可り、市税に関する。よって廃棄とすることが適 当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
72	1020101	永年	S36	S36	33962	33659	税制改正資料 関係書類	「大阪市税務統計」昭 34 35 大阪市役所 発行の行政刊行物で あり、既に行政刊行物 配架番号3041, 2939) として保存中。 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)		「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 海冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定部 財際の資料等が編録されており、国や関係省す との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当る をの重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当る をの重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当る歴文である」と答を実際に見てみると、「大阪市税務統計」という財政局発行の行物そのも うず、供覧の痕跡も存在しない。「大阪市税務統計」は既に行政刊行物等として昭和34年度 分、昭和35年度を一冊づつ保存していることが望ま しい。		ア 行政刊行物等		
73	1020101	永年	S38	S38	33963	33660	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」 昭36 37 大阪市役 所発行の行政刊行物 であり、既に行政刊行 物配架審号2939)とし て保存中 関覧用として行政 刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	行物等	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編録されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当る を原立である」と判定されている。しかし、編 織されているの内容を実際に見てみると、「大阪 市税務統計」という財政局署行の刊行物そのも が無数の痕跡も存在しない。「大阪市税務統計」 が無数の痕跡も存在しない。「大阪市税務統計」 11 昭和36年度・37年度はそれぞれ既に行政刊 行物等として1冊を収蔵していることが望まし い。	内容	ア 行政刊行物等		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記入	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	編集	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
74	1020101	永年	\$40	S40	33964	33661	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」 昭38 39 大阪市役 所発行の行政刊行物 であり、既に行政刊行 物配架番号2939)とし て保存中 閲覧用として行政 刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編織されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す 線である」を判定されている。しかし、大阪 市税務統計」という財政同発行の刊行物そのも の総議されている内容を実際に見てみると、「大阪 市税務統計という財政同発行の刊行物やのも のが編織されている、供覧の痕跡も存在しない。 「大阪市税務統計、昭和38年度・39年度はそれ それ既に行政刊行政等として収蔵していることから閲覧用の行政刊行物等として収蔵す ることが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
75	1020101	永年	S42	S42	33965	33662	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」 昭40 41 大阪市役 所発行の行政刊行物 であり、昭40は、既に 行政刊行物配架番 2939)として保存中 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊 行物等	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編線されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、編 総されているの内容を実際に見てみると、「大阪 市税務統計」という財政局発行の刊行物そのも のが緩緩されておらず、代覧の痕跡もで走しない。 「大阪市税務統計」昭和40年度・41年度は既に 「大阪市税務統計」昭和40年度・41年度は既に 「大阪市税務統計」で1冊を収蔵していることが 望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
76	1020101	永年	S45	S45	33966	33663	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」 昭42 44 大阪市役 所発行の行政刊行物であり、既に行政刊行 物配外番号2945)として保存中 閲覧用として行政 刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊 行物等	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歷文判定で「稅制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁 との重要な連絡認されており、国や関係省庁 との重要な連絡を文書(3-エ-ア)に該人 綴されている内容を実際に見てみると、「大阪 新されている内容を実際に見てみると、「大阪 市稅務統計」という財政局発行の刊行物そあ のが編纂されている。任覧の痕跡も存在しない。 「大阪市稅務統計」は昭和42、43・44年度は既に 「大阪市稅務等として旧を収蔵していることが ら関覧用の行政刊行物等として収蔵することが 望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
77	1020101	永年	S48	S48	33967	33664	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」 昭45-47 大阪市役 所発行の行政刊行物 であり、既に行政刊行 物配架番号29913)と して保存中 閲覧用として行政 刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄(刊 行物等	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編織されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す 線である」を判定されている。しかし、大阪 市税務統計」という財政同発行の刊行物そあ のが編纂されている内容を実際に見てみると、「大阪 市税務統計」という財政同発行の刊行物そのも 編織されておらず、供覧の痕跡も存在しない。 「大阪市税務統計」昭和45・46・47年度は既に 行政刊行物等として「旧を収蔵していることが ら関覧用の行政刊行物等として収蔵することが 望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	人欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
78	1020101	永年	S50	S50	33968	33665	税制改正資料 関係書類	「大阪市税務統計」 昭48 49 大阪市役 所発行の行政刊行物 であり、既に行政刊行 物配架番号2913)と して保存中 閲覧用として行政 刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 海冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡1調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、編 織されているの内容を実際に見てみると、「大阪 市税務統計」という財政局発行の刊行物そのも のが編綴されているものでの痕跡も存在しない。 「大阪市税務統」昭和48年度・49年度は既に行 政刊行物等として1冊を収蔵していることから 関覧用の行政刊行物等として収蔵することが望 ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
79	1020101	永年	S38	S38	33969	33666	税制改正資料 関係書類	(国税予算の説明 昭 28~37) … 「租税及び印紙収 入予算の説明 (大蔵 省主税局発行)、「予 資の説明(大蔵台主 計局発行)」のもので、 有償書籍 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整, 稅制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」は1/25年度の旧永年 簿冊歷文判定で「税制改正に係る国や指序都市 関係の資料等が編綴されており、国本門該当、 の重要な連絡調整文書(3・エ・ア)には の重要な連絡調整文書(3・エ・ア)になる。 の重要な連絡調整文書(3・エ・ア)になる。 のを変変である」と判定されている。しかし取の省 にがでは、1000年の名の名の名の名の名の名でない。 では、1000年の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名でを実際に見てみる争の名の名の名の名の。 に見てみる単の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名	内容	ウ (ウ) 参考文献		
80	1020101	永年	S42	S42	33970	33667	税制改正資料 関係書類	(国税予算の説明 昭 38~41) … 「租税及び印紙収 入野の説明(大蔵 省主税局発行)、「予算の説明(大蔵省主 等の説明(大蔵省主 計局発行)」のもので、 有償書籍 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整, 稅制企團)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 浦冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定部 関係の資料等が編綴されており、国や関係当す との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に防傷当す を歴史である」と判定されている。しか国を を歴史である」と判定されている。しか国の省 の電要な連絡調整文書(3-エ-ア)に応省す を歴史である」と判定されている。しか国の省 に見てみる質の当年で見てみる質の に見てみる質の が作成した「担税及び印紙収入予算の試い」 で「予算の説明」は国立国会図書館とのではなど公共図書館に収蔵が編教阪府ら入るで をと公共図書館に収蔵があるが組いと考代 のではなく刊行物としての料に決載文書の ではなく刊行物としての料に決載文書もれ をまたいのでは、重要な連絡制を 強力ではないことから、重要な連続制を 強力ではないことが適 を表しまた。といる当該 を表しまた。といる当該 を表しまた。といる当該 を表しまた。といる当該 ではないことが適 ではないことが適 ではないことが適 ではないことが適 ではないことが適 ではないことが適 ではないことが適 ではないことが適 ではないことが適 ではないことがあるが見ましたが適 ではないことが表別をを表ことが適 当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
81	1020101	永年	S52	S52	33971	33668	税制改正資料関係書類	「(国会)地方税改正資料,昭51、3 (住民税関係)(その 他諸税関係) 自治省税務局市町村 税課 印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 藩冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編線されており、国中関係省庁 との重要な連絡と型定されており、国の対 の重要な連絡と型定されており、国の る歴文である」内容を実際に見てみると、国の省 庁が解級されている。と、国の省 庁が係成した「地方税改正資料」といった冊号 が編級されている。この資料は国口最されている、 大阪府から図書館は「収蔵して関連ない。 では、また、これら資料 は、表表、に、ないの性 は、表表、は、また、これいことが は、表表、は、ないの性 は、表表、は、ないの性 は、表表、は、ないに、 は、表表、は、ないに、 は、表表、は、ないに、 は、表表、は、ないに、 でが強いまかに、 は、表表、に、これいことが の、表表、に、これいことが が強いまかに、 は、表表、に、これいことが の、表表、に、これいことが は、表表、に、これいことが の、表表、に、これいことが の、表表、に、これいことが の、表表、に、これいことが の、表表、に、これいことが の、表表、に、これいことが の、表表を示した資料でないことがら当該 で、表表を示した資料でないことがら当該 を表表を示した資料でないことがら当該 を表表を示した資料でないことがら当該 を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コ ー ド	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
82	1020101	永年	S52	S52	33972	33669	税制改正資料 関係書類	「市税関係通達集」< 市税条例改正編> 昭36~41年度、42~ 44年度、45~51年度 財政局主税部主税線 主税係関係印刷物 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編織されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、市税 関係通達集」という冊子が編綴され決裁文書や 供覧文書は存在しなかった。市の財政状況を収 す刊行物であることから行政刊行物等として収 蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
83	1020101	永年	S51	S51	33973	33670	税制改正資料 関係書類	「国会における 大都 市税財政論議 昭44、 45、46、48、49、50年 度 「国会における固定資 産税論議。昭48年度 財政局作成印刷物 廃棄が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歷文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が総合されるり、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3・エ・ア)・該等する を取っまる。」と判定されている。しかし、編 銭されている内を財政局が複製をした「国会に が作成したものを財政局が複製をした「国会に おける大都市税財政論議」などが編綴されてい る。市における税務関係の文書は編綴されてい ないことから、当該簿冊は廃棄とすることが適 当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
84	1020101	永年	S41	S41	33976	33673	税制改正資料 関係書類	「(国会)地方税改正資料集」(市町村税課開係) 昭40.2 自治省税務局印刷物廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す 線されている内容を実際に見てみると、自治省 が作成した「(国会)地方税改正資料」 が作成した「のる内容会)地方税改正資料」 されている。市における税務関係の文書は編数 されていないことから、当該簿冊は廃棄とする ことが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
85	1020101	永年	S44	S44	33977	33674	税制改正資料 関係書類	「(国会)地方税改正資料集」(市町村税課関係) 係) 昭43.2 自治省税務局印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整· 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧录年 簿冊歷文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3エ-ア)に該当す るを記録されているの名を実際に見てみると、自治省 総されている内容を実際に見てみると、自治省 が作成した「(国会)地方税改正資料」が編纂 されている。市における税務関係の文書は編 されていないことから、当該簿冊は廃棄とする ことが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
86	1020101	永年	S46	S46	33978	33675	税制改正資料 関係書類	「(国会)地方税改正資料集,昭45、3 (住民税関係)(その他 の諸税関係)自治省 税務局市町村税課印 刷物 (固定資産税課即係そ の1、その2)税務局固 定資産税課印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編纂されており、国中関係省) との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と写定際に見てみると、自治省 郷されている。したし、編 郷されている。市における税務関係の文書は編綴 されている。市における税務関係の文書は編綴 されているいことから、当該簿冊は廃棄とする ことが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
87	1020101	永年	S47	S47	33979	33676	税制改正資料 関係書類	「(国会)地方税改正資料,昭46.2 (住民税関係)自治省 税所市町村税課印刷物 (固定資産税課関係そ の1)税務局固定資産 税課印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す はの重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す 場合れている内容を実際に見てみると、自治省 が作成した「(国会)地方税改正資料」文書 編綴されている。市における税務関係の文書 編綴されていないことから、当該薄冊は廃棄と することが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
88	1020101	永年	S48	S48	33980	33677	税制改正資料 関係書類	(国会) 地方税改止資料集: R4 47.2、R8 47.2、R8 47.2、R8 47.3 (固定資産税課開係そのもその2) 自治省税 務局固定資産税課印刷物(その他諸税関係)税 務局市町村税課印刷物物	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編織されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す とでである」と判定されている。しかし、編 綴されている内容を実際に見てみると、自治省 が作成した「(国会)地方税改正資料」でもれている。市における税務関係の文書は編 されている。市における税務関係の文書は編 されていないことから、当該簿冊は廃棄とする ことが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
89	1020101	永年	S49	S49	33981	33678	税制改正資料 関係書類	「(国会)地方税改正資料集,昭48.3その1 (住民税関係)(その他 諸税関係)(その他 諸税関係)自治省税 務局市町村税課印刷 物 1地方税関係資料集, 昭48.2大蔵省主税 局印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整· 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3エ-ア)に該当す る大学では、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年の日本のでは、10年の日本のでは、10年の日本のでは、10年の日本のでは、10年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	内容	ウ (ウ) 参考文献		
90	1020101	永年	\$49	\$49	33982	33679	税制改正資料 関係書類	「(国会)地方税改正資料集,昭48、3その2 (固定資産税課,開係) 自治省税務局固定資 産税課印刷物 (特別土地保有税関係 その2) 税務局市町村 税課印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係を対象が編録されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、編 鍛されている内で国会と、自治省 が作成した「(国会)地方税改正資料」なと書は 編綴されているいことから、当該簿冊は廃棄と することが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
91	1020101	永年	S50	S50	33983	33680	税制改正資料 関係書類	「(国会)地方税改正資 料集,昭49 2 (固定資産税課関係そ の1、その2)自治相税 務局固定資産税課印 副物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編織されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、編 綴されている内容を実際に見てみると、自治省 が作成した「(国会)地方税改正資料」文書 編綴されていないことから、当該簿冊は廃棄と することが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
92	1020101	永年	S50	S50	33984	33681	税制改正資料 関係書類	「(国会)地方税改正資料集,昭493 (住民税関係)(その他の諸税関係)自治相税務局市町村税課印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡制整文書(3-エ・ア)に該当す 個型でである」と判定されている。しかし、編 線されている内容を実際に見てみると、自治省 が作成した「(国会)地方税改正資料の文書は 編綴されている。市における税務関係の文書は 編綴されていないことから、当該薄冊は廃棄と することが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
93	1020101	永年	S51	S51	33985	33682	税制改正資料 関係書類	「(国会)地方税改正資料集,昭50.3 (住民税関係)(その他 の話税関係)(事業所 税関係)自治省税務 局市町村税課印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編線されており、国や関係省す との重要な連絡調整文書(おている。しかし、編 総されている内容を実際に見てみると、自治省 が作成した「(国会)地方税改正資料」などが 編線されている。市における税務関係の文書 編線されていないことから、当該簿冊は廃棄と することが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
94	1020101	永年	S50	S50	33986	33683	税制改正資料関係書類	「市税関係公報」 昭43-49 大阪市公報 昭43、 44、45、46、47、48、 49 市会議案(市税条例改 「上は3、44 「大阪市公報」「市刊刊行物として保存している (但し、税制度に特化 して」まとめたものであ る) 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歷文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ・ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しか、"大の 線されている内容を実際に見てみると、"大の 市公報 よのである。」と判定されている。と、 線には、1000年の意図の が、1000年の意図の は、2000年の意図の は、2000年の意図の は、2000年の は、200	内容	ア 行政刊行物等		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄												アーキビスト記入欄			所属	記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	(廃棄	意見 は を表 示)	意見
95	1020101	永年	S34	S34	33987	33684	税制改正資料関係書類	「大阪市税月報」昭和28年 ・市税月報 昭和28年 ・市税月 報 昭和28年 ・市税月 報 昭和29年 度第5号 - 6号 ・昭和29年 度第5号 - 6号 ・昭和29年 連 部 市 和 29年 度第3号 - 6号 ・市税月号 - 7号 ・市税月号 - 7号 ・市税月号 - 8年 ・市第1号 - 7号 ・市第1号 - 7号 ・ 7号 ・ 7号 ・ 7号 ・ 7号 ・ 7号 ・ 7号 ・ 7号 ・	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係当す との重要な連絡調整文書(3-1-ア)に該当す るを記したりでは、10かし、編 綴されている内容を実際に見てみると、『大阪 市税月報』など書や供覧の痕跡は存在しない。 「大阪市税月報」は、昭和32年度のみ行政刊行 物等としてすでに収蔵している。よって行政刊 行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等			
96	1020101	永年	\$39	S 39	33988	33685	税制改正資料関係書類	「大阪市税月報」 昭34~38 ・市税月報 昭和34年 度第1号~第3号 ・市税月報 昭和35年 度第1号~第2号 度第1号~第2号 度第1号~第3号 ・市税月報 昭和37年 度第1号~第3号 ・市税月号 昭和38年 度第1号 第3号 ・市税月号 第3号 ・市税月号 第3号 が 前号 平 第3号 が 前号 平 第 3号 が 前号 平 が 第 3号 が 前の で が で が で が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整、稅制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や関係省庁 関係の重異な連絡調整では、3-エ-ア)しかし、編 図を重要な連絡調整文をは、3-エ-ア)しかし、編 多歴文である」と判定されている。しかし、編 総されている内容を実際に見てみると、『大阪 市税月報。などの刊行物そのものが編録され に、決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。「 に、決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。「 であれ、日本の であるよとが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等			
97	1020101	永年	S43	S43	33989	33686	税制改正資料関係書類	「大阪市税月報」 昭39~42 ・市税月報 昭和39年 度第1号~第2号 ・市税月報 昭和40年 度第1号~第3号 ・市税月報 昭和41年 度第1号~第3号 ・市税月報 昭和42年 度第1号~第3号 ・市税月報 昭和42年 財政局主税部発行印 財政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が機器されており、国や関係省庁 の重要な連絡調整文書(3・エ・ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、編 総元れている内を実際に見てみる場合、 総元税月報。などの刊分をのものが線器されな いるものであった。決裁文書や供覧の痕跡は存 にしない。「大阪市税月報」は、昭和32年度の が行政刊行物等として収蔵することが望ま しい。	内容	ア 行政刊行物等			

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初編集 年度		配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
98	1020101	永年	\$45	\$45	33990	33687	税制改正資料 関係書類	「大阪市税月報」 昭43~44 ・市税月報 昭和43年 度第1号~第3号 ・市税月報 昭和44年 度第1号~第3号 財政局主税部発行印 副物 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が綿綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3・エ・ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、編 綴されている内を実際に見みみると、『六阪 市税月報』などの刊行物そのものが綿綴されている。した。 いるものであった。決裁文書や供覧の痕跡は存 在しない。「大阪市税月報」は、昭和32年度の み行政刊行物等として収蔵している。 よって行政刊行物等として収蔵することが望ま しい。	内容	ア 行政刊行物等		
99	1020101	永年	\$50	\$50	33991	33688	税制改正資料 関係書類	「大阪市の財政」 昭41 - 49 ・大阪市の財政 昭和 41年8月、昭和48年11 月、昭和43年6月、和 49年8月の現況 ・大阪市発行の開発 (「大阪市発行の副物 (「大阪市市の財政」は、昭和49年度~下政18 年度分まで政14 年度分まで登録保存している。 158年度分はが適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整、稅制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」を判定されている。しかし、 綴されている内容を実際に見てみる結。級力にある。 が立めているの内容を実際に見てみる結。級されているものである。 大阪市の財政」などの刊行物そのものが毎、痕跡は存 にいるものである。決裁文書や供覧の痕跡は存 にしている。 にしているでは、 にしいるでは、 にしいなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	内容	ア 行政刊行物等		
100	1020101	永年	S50	S50	33992	33689	税制改正資料 関係書類	「(国会)地方税及び譲 与税収入見込説明」 昭47-49 自治省税務局印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編版されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3・エ・ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、編 綴されている内を実際に見てみると、自治自 が作成した「(国会)地方税及び襲与税収入員 込説明」などが編綴されている。市における税 務関係の決裁文書などは編綴されていないこと から、当該簿冊は廃棄とすることが適当である と考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
101	1020101	永年	S51	S51	33993	33690	税制改正資料関係書類	「大阪市税季報」 昭49-50 ・昭和49年度第1号~ 第3号・昭和50年度第1号~ 第3号 財政局主税部発行印 制物 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整 稅制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歷文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編級されており、国や関係省方 との重文な連絡測整文書(3・エ・ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、 綴されている内容を実際に見てみると、「大阪 市税等報。という刊行物そのものが編級されて いた。決致主書や供覧の痕跡は存在しない。 『大阪市税李報』は、昭和48年度第3号のみ公 文書館に収蔵されている。よって行政刊行物等 として収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄												アーキビスト記入欄			所属	記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	(廃棄	意見 は を表 示)	意見
102	1020101	永年	S38	S38	33994	33691	税制改正資料 関係書類	「大都市比較統計年 表」 昭28・34~37 ・昭和28年版 ・昭和34年版 ・昭和35年版 ・昭和37年版 ・昭和37年版 ・昭和37年版 大都市持ち回り)発行 行物 に代本都市比較統計版 (「大都市比較統計版 を、平成29年版 大都行物として10 を、平成29年版 後年版 行り取刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編線されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文章(3・エ・ア)に該当する をの重要な連絡調整文章(3・エ・ア)に該当する をの重要な連絡調整文章に見てみると、大阪会 総計協議会が作成した『大都市比較統計年表。 総計協議会が作成した『大都市比較統計年表。 といも八野の痕跡は存在過ない。大都市時 統計性表。はすでに公文書館に行政刊行特別の 統計生表。はすでに公文書館に行政刊行特別の に収蔵しているが、昭和28年度は円行物等と して収蔵していない。よって行政刊行物等と して収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等			
103	1020101	永年	S43	S43	33995	33692	税制改正資料関係書類	「大表」 ・昭和38年版 ・昭和38年版 ・昭和39年版 ・昭和4年版 ・昭和42年版 ・昭和42年版 ・昭和42年版 ・昭和42年版 ・昭和42年成 ・昭和42年成 ・昭和42年成 ・昭和42年成 ・昭和54年成 ・昭和54年成 大都市 市本的 市中 ・中刊行している。61年版 行っ数 行り、 でいる。61年 に行う でいる。61年 でいる。61年 でいる。61年 でいる。61年 でいる。61年 でいる。61年 でいる。61年 でいる。61年 でいる。61年 でいる。61年 でいる。61年 に行う でいる。61年 でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 の重要な連絡調整文章(3・エ・ア)・1 該当す る歴文である」と判定されている。しかし、編 る歴文である」と判定されている。しかし、編 総されている内容を実際に見てみると、大阪 統計協議会が作成した。大都市比較統計年表 という刊行物をのものが編綴されていた。決載 をいう円行物をのものが編綴されていた。決載 が開始をの様に行いていたが、 が開始をの様に行いていたが、 が制年表。はすでに公文書館に行政刊行物等と して収載しているが、昭和42年度は保存用の1 して収載していない。よって行政刊行物等と して収載することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等			
104	1020101	永年	S47	S47	33996	33693	税制改正資料関係書類	「大都市比較統計年表。 昭 43 - 46 ・昭和43年版 ・昭和44年版 ・昭和45年版 ・昭和46年版 大都市持ち回り)発行刊 行物 に以25年(大刊 行物 に以25年(大刊 大部市比較統年に行 東成行数としる。61年 版 大部市代列をいる。61年 版 大郎刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3・エ・ア)に該当す る歴文である」と判定でしている。しかし、、 綴されている内容を実際に見てみると、大疾。 級されている内容を実際に見てみると、大疾。 総計協議台が作成した。大都綴されて比。、 が作成した。大都線といって大都市比較統計にた。 決事や供覧の痕跡は存在しない。『大都市比較統計年表。 文書や代野の痕跡は存在しない。『大都市比較 統計年表。はすでに公文書館に行政刊行物等と して収蔵しており、昭和43 ~ 46年度のものはい で収載しており、昭和43 ~ 46年度の もつて収載しており、昭和43 ~ 46年度の もつて収載しており、昭和43 ~ 46年度の もつて収載しており、昭和43 ~ 46年度の もつて収載しており、昭和43 ~ 46年度の もつて収載することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等			

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
105	1020101	永年	S51	S51	33997	33694	税制改正資料 関係書類	大野 47 - 50 版 47 - 50 版 47 - 50 版 昭和47年版 い昭和48年版 い昭和48年版 い昭和48年版 い昭和48年版 计 48 市統 50 市統 50 市統 50 市統 50 市 50 市 50 市 50	内容 ア 行正	牧刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整· 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編線されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」の容を実際に見てみると、大阪市 統計協議会が作成した『大都市比較統計年表慮 終計協議会が作成した『大都市比較統計年表。 という刊行物を痕跡は存しない。『大都市比較統計年表 という代表の表で大都市比較統計年表表 をいう代表の表で、の刊行物等と が、昭和47-50年度のものはい すれも保存用の1冊のみである。よって行政刊 行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
106	1020101	永年	S32	S32	33998	33695	税制改正資料関係書類	「市税関係公報」 昭23 - 31 大阪市公報 昭23。 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31 市会議案(市民税賦課 徴収条例改正)昭24, 25 (市稅条例改正)昭24, 25 (市稅条0股位正)昭 24, 26, 27, 28, 29, 30, 31 (市稅臨時措置条例制定)配水等に関する市稅の減免等に関する市稅の減免等に関する時別措置条所とはに行政刊行 被として、稅制定に付近代している。 (但し、稅制度に特化してまとの大政・行政刊行物等化が適当	内容 ア 行正	牧刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 第冊開及判定で「税制改正に係る国や指定都庁 関係の資料等が編綴されており、国や関係省 との重要な連絡調整文書(3-エ・ア)に該当す る歴文である」と判定されている。した)し、 綴されている内容を実際に見てみると、『大阪 ので、で、で、で、で、大阪 は綴されている内容を実際に見てみると、『大阪 は続きれている内容を実際に見てみると、『大阪 ので、で、で、で、大阪 は綴されているが、決載文書や供覧の痕跡は を存在しない。よって行政刊行物等として収蔵す ることが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
107	1020101	永年	S36	S36	33999	33696	税制改正資料関係書類	「市税関係公報」 「昭32 - 35 大阪市公報 昭32、 33、34、35 市会議案(市税条例改 正)昭32、33、34、35 「大阪市公報」「市会 議案」ともに行政刊行 物として保存している (但し、税制度に特化 してまとめたもの) 行政刊行物等化が 適当	内容 ア 行正	攻刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3エ・ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、 綴されている内容を実際に見てみると、「大阪 市公報。という刊行物その意図のもと編綴されてい た。税制に特化し一定の意図のもと編綴されているが、 決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。 よって行政刊行物等として収蔵することが望ま しい。	内容	ア 行政刊行物等		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
108	1020101	永年	S 39	S39	34000	33697	税制改正資料関係書類	「市税関係公報」 昭36-38 昭36、 37,38,39 市会議案(市税条例改正) 昭36、37,38,39 「大阪市公報」「市会議案」とは行政刊行物として保存している (但し、税制度に特化してまとめたもの) 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	行物等化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ・ア)に該当す るをされているあ」と判定されていると、『大阪 綴されている内容を実際に見てみると、『大阪 市公報』・「市会議案』という刊行物での意図 もと編綴されているが、決裁文書や供覧の痕跡 もと編綴されているが、決裁文書や供覧の痕跡 は存在しない。よって行政刊行物等として収蔵 することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
109	1020101	永年	S43	S43	34001	33698	税制改正資料関係書類	「市税関係公報」 昭39 - 42 大阪市公報 昭39、 40、41、42 市会議案(市税条例改 下)大阪市公報。「市会議案」ともに行政刊行 物として保存している (但し、税制度に特化 してまとめたもの) 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	16)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歷文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書 (3・エ・ア)に該当す る歴史である」と判定されている。しかし、編 が組設されている内容を実際に見てみると、「大阪 市公報」・「市会議案」という刊行物そのもの が編綴されていた。条文の訂正に関する書き みがあり税制に特化し一定の意図のもと編綴 れているが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しな い。よって行政刊行物等として収蔵することが 望ましい。	内	ア 行政刊行物等		
110	1020101	永年	S51	S51	34002	33699	税制改正資料関係書類	「固定資産概要調書」 昭50 (土地)(家屋)(償却資産) 財政局発行刊行物 (平成16年度版以降 分は、公文書館行政 刊行物に登録、保存されている) 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整、税制企画)	行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 開版列東立 関係の資料等が編綴されており、国や関係都庁 との重要な連絡調整文書(3・エ・ア)に該当す る場である」と判定されている。しかし、編 の選されている内容を実際に見てみると、『固定 資産概要調書。という刊行物そのものが編版されてい。 、『固定資産概要調書。はずでに行政刊行物 等として公文書館に収蔵されているものである。 よって行政刊行物等として収蔵することが 望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
111	1020101	永年	S52	S52	34003	33700	税制改正資料 関係書類	「固定資産概要調書」 昭51 (土地)(家屋)(償却資産) 財政局発行刊行物 (平成16年度版以降 分は、公文書館行政 刊行物に登録、保存されている) 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)		「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す の歴文である」と判定されている。しかし、 綴されている内容を実際に見てみると、「固定 資産概要調書。という刊行物そのものが編綴されていた。決費文書や供覧の痕跡は存在しない。「固定資産概要調書。は今でに公文書館に 行政刊行物等として収蔵することが 望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記	入欄											アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称		要	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
112	1020101	永年	S46	S46	34007	33704	税制改正資料 関係書類	「大阪市税季報」 昭45 ・昭和45年度第1号~ 第3号 財政局主税部発行印 制物 行政刊行物等化が 適当	内容 ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整· 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編録されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、編 鍛されている内容実際に見てみると、『大阪 市税季報。という刊行物そのものが編録されて いた。決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。 『大阪市税季報』は昭和48年度第3号のみ公文 書館に収蔵されている。よって行政刊行物等と して収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
113	1020101	永年	\$49	S49	34008	33705	税制改正資料関係書類	「大阪市税季報」 昭46-48 ・昭和46年度第1号~ 第3号 ・昭和47年度第1号~ 第3号 ・昭和48年度第1号~ 第3号 ・昭和48年度第1号~ 第3号 ・昭和48年成第1号~ 第3号 が取局主税部発行印 刷物 行政刊行物等化が 適当	内容 ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歷文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(スエ・ア)に該当す るを重要な連絡調整文書(スエ・ア)に該当す るを重要な連絡調整文書(スエ・ア)に該当す るを実際に見てみると、『大阪 市税季報』という刊行物そのものが編綴されて いた。決較文書や供覧の痕跡は存在しない。 『大阪市税季報』は昭和48年度第3号のみ公文 書館に収蔵されている。よって行政刊行物等と して収蔵することが望ましい。		ア 行政刊行物等		
114	1020101	永年	S46	S46	34009	33706	税制改正資料関係書類	国税予算の説明 昭4 2 - 45 (国会)租税及び印紙 収入予算の説明,(大 蔵省主税局発行有 償 昭42 (国会)税制改正の要 網・租稅及び印紙(収 入予算の説明,(大蔵 省主税局発行有 償)昭43、44、45 ((国会)予算の説明, (大蔵省主制局発行 (工 成衛省工) (工 成衛省工) (工 成衛省工) (工 成衛省工) (工 成衛省工) (工 成衛省工) (工 成衛省工)	内容 ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年市 海冊歴文判等が編録されており、 近極の重要な連絡とでする。とも、自治の立 が作成した「(国会)和税及び印紙製入事 が作成した「(国会)和税及び印紙製入事 が作成した「(国会)和税及び印紙製入事 が作成した「(国会)和税及び印紙製入事 が作成した「(国会)和税及び印紙製入事 が作成した「(国会)和税及び印紙製入事 は、など的場合の立 にの重要なされている。と、予 は、の は、の は、の は、の は、の は、の は、の は、の	内容	ウ (ウ) 参考文献		
115	1020101	永年	S51	S51	34010	33707	税制改正資料関係書類	国税予算の説明 昭4 6-50 制制改正の要 網・租稅及び印紙収 入予費の說明、大蔵 省主稅局形行 (高) 昭46、47、48、49、 50 (大蔵) 全計計局係。 (大蔵) 各計計局係。 (大國人) 予算の説明, (大蔵) 各等計局係。 (「国会) 予算面の説明, (大國会) 予算面の説明, (大國会) 予算面の説明, (大國会) 不可能的。 (本國人) 不	内容 ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 海冊歴文判定で、税制改正に係る国や増定都庁 関係の資料等が編線されており、 を必重要な連絡調整文書(3・エ・ア)に該当す る歴文である」と考支票院に見てみる。した、自当の 級されている内国会会)租权の知知処以入計算 が作成した「(国会会)租权の銀収入計算書 が作成した「(国会会)租权の領料は国 試明」などが編綴されている。この資料は国 国会図書館や大阪府立図書館など公刊行わらの 国会図書館や大阪府立図書館など公刊行わらの での性格が強いと考えられる。またこないこ での性格が強いと考えの痕跡が見当たたらない。 資料に決載文書・供覧の痕跡が見当えにから当 とから、重要な連絡調整文書である。 活の税務内とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記入	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
116	1020101	永年	S40	S40	34011	33708	税制改正資料 関係書類	固定資産概要調書 昭27~39 「概要調書(土地・家 屋・償却資産)・昭27 年度~39年度 大阪市財政局印刷物 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整· 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 開係の資料等が編線されており、国下 しの重要な連絡と判定されており、日下 を歴文である」と判定されてる。しかしない を歴文である」と判定されている。しかしない を歴文である」と判定されている。と、固定資産 産税に関する「概要調書」という刊行物そのも のが編線されている中であった。決裁文書中 のが編線されているは、「固定資産概 しているものであった。 関連」はすでに公文書館に行政刊行物等として 収載されているものである。よって行政刊行物 では、対策をとして では、対策をといる。 は、対策をといる、 は、対策をといる、 は、対策をといる、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	内容	ア 行政刊行物等		
117	1020101	永年	S45	S45	34012	33709	税制改正資料関係書類	固定資産概要調書 昭40~44 「固定資産概要調書 (土地)家屋・償却資産 産)。昭和40年度~44年度 (固定資産を税(調査票) 昭38、40、41、42 「固原統資産税(工地) 「固係統資産概要調書 (土地)」昭4物 「財政局刊制物 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編線されており、国中関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されてる。しかし、 る歴文である」と別定されている。しかし、 線変されている内容を実際に見てみると、『固定 資産税概要調書』という刊行物そのものが編線 資本状で表さい。 適定資産股份豊富」は は存在していない。「固定資産機関書」され すでに公文書館に行政刊行物等として収蔵 すでに公文書館に行政刊行物等として収蔵 でいるものである。よって行政刊行物等として 収蔵することが望ましい。	内容	ア行政刊行物等		
118	1020101	永年	S46	S46	34013	33710	税制改正資料関係書類	「固定資産概要調書」 昭45 昭和45年度固定資産 概要調書(土地) 報知45年度固定資産 昭和45年度固定資産 昭和45年度固定資産 昭和5年度固定資産 概要調書(土地)(家 屋 財政局発行印刷物 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係当す を配立である」と判定されている。しかし、場 級されているか内容を実際に見てみるものが編綴 設されているか内容を実際に見てみるものが編綴 資産税概要調書」という刊行物そのものが編綴 である。とのであった。大戦文書や供覧の は行ないていない。「固定資産機調書」は すでに公文書館に行政刊行物等として収載されているものである。よって行政刊行物等として 収蔵することが望ましい。	内容	ア行政刊行物等		
119	1020101	永年	S47	S47	34014	33711	税制改正資料関係書類	固定資産概要調書」 昭46 昭和46年度固定資産 概要調書(土地)資産 服和46年度固定資産 履り調整調査 原本 服型調金 開本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整、税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国中関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」を判定されている。しかし、編 綴されている内容を実際に見てみると、「固定 資産税概要調書」という刊行物そのものが編綴 されているものであった。決戦文書や供覧の痕 されているものであった。決戦文書や供覧の痕 跡は存在していない。「固定資産概要調書」は すでに公文書館にひ文書に行政刊行物等として 収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	人欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
120	1020101	永年	S48	S48	34015	33712	税制改正資料関係書類	間定資産概要調書」 昭47 昭和47年度固定資産 概要調書(土地) 昭和47年度固定資産 昭和47年度固定資産 概要調書(家屋) 昭和47年度間近資産) 財政同発行印刷物 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課生(財源調整・税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歷文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3・エ・ア)に該当す る場である」と判定されている。しかし、編定 綴されている内容を実際に見てみると、「始級 資産税概要調書」という、決裁文書の されているものがあった。決裁文書の されているとのであった。決裁文書の がは存在していない。「固定資産概要調書」され では、文書館に行政刊行物等として収蔵すでに公立である。よって行政刊行物等として 収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
121	1020101	永年	S49	S49	34016	33713	税制改正資料関係書類	「固定資産概要調書」 昭 4 8 昭和48年度固定資産 概要調書(土地) 昭和48年度固定資産 概要調書(家屋) 電気屋定資産 概要調書(家屋) で の の 発行印刷物 行 で 取刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 市	内容	ア行政刊行物等		
122	1020101	永年	S50	\$50	34017	33714	税制改正資料関係書類	「固定等産機要調書」 昭和49年度固定資産機要調査を 概要調査を 開発を 開発を 開発を 開発を 開発を 開発を 開発を 開発を 開発を 開発	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整· 稅制企画)		「税制改正資料関係書類」は1/25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国内 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」とがり定されている。しかし、 る歴文である。以前であり、 のを主義に関係します。 のを主義に関係します。 のを主義に関係します。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	内容	ア 行政刊行物等		
123	1020101	永年	S43	S43	34018	33715	税制改正資料 関係書類	「大阪市税決算書」 昭25~42 「市税決算書」昭34~ 42 「税目別市税決算書」 昭25~33 「各区別市税収入状 況詢」昭25、26 財政局主税部発行印 刷物 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 開係の資料等が編線されており、国中関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されて103。しかし、編 綴されている内容を実際に見てみると、「大阪 市税決算書」などの刊行物そのものが編線され ているものであった。決裁文書や供覧の痕跡は 存在していない。よって行政刊行物等として収 蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	人欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コ ー ド	保存期間	最初編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
124	1020101	永年	S18	S18	34024	33721	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」書 1 7 大阪市税務統計書 1 1 7 大阪市税務統計書 1 1 7 大阪市税 1 5 4 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 場所の資料等が編総されて3・エア)に該当す をの重要な連絡調整文書(3・エア・ア)に該当す る歴文である」と判定をはいる。しかより、国 をはな連絡になった。しからが のはた「大阪市税務集計」というであった。その他決 ものが編綴されているものであった。その他決 ものが編綴されているものであった。その他決 市税務統計書」は昭和29年度以降のものが公安 書館に収蔵されている。よって行政刊行物等と して収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
125	1020101	永年	\$30	\$30	34025	33722	秘制改正資料 関係書類	「大阪市税務統計」 田28 - 29 ・大阪市税月報 昭和財政局主税部局 1 大阪市税月報 昭和財政局主税部度 市税税 1 別報 1 日 別 1 日 1 日	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 藩冊歷文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-1-ア)にあい、 経力では、 を歴文である内容を実際に見た取市税に関する 経力では、 大阪市税月報」「大阪市税に関する をのした「大阪市税月報」「大阪市税に関する をのした、大阪市税月報」「大阪市税に関する。 でに、その他決裁市税月報」は昭和32年でいる。 でに行政刊行物等として収蔵されていなすでに行政刊行物等として収蔵されている。 「大阪市税月報」のS28、4およびS30、3、「市税 大月別決算書」S28は損者31に重複するが、その他の資料は重複していない。一行物の体裁の体表の で、大阪市税月報」のS28、4およびS30、3、「市税 がすでに行政刊行りであるに、一方であるにある。 でに、一方、日本のでは、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、		ア 行政刊行物等		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	人欄												アーキビスト記入欄			所属	記入欄	公文書行	管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	(廃棄	意見 は を表 示)	į	意見
126	1020101	永年	\$32	\$32	34026	33723	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」 昭30~31 税務統計 1 名0~31 税務統計 29 ・昭和30年度府查惠 市民税に関する度度商查惠市查惠市查惠市查惠市查惠市查惠市查惠市查惠市查惠市查惠市理和30年度市税利30年度市税利31年間和31年間和31年間報刊31年1期,查資料(昭和31年1萬十十一屆)。 昭和31年度和第十日議會上級市。 中国 地名 大阪市	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 開係の置と対定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編線されており、国中関係都庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しか、論 線されている内容を実際に見てみると、市市 成した「大阪市税務統計書」などの刊行物その ものが編数されているものであった。その他 裁文書や供覧の痕跡は存在していない。「大阪 市税務統計書」などの刊行物もの 大阪市税務統計書のどの刊行物もの 大阪市税務統計書のといるい。「大阪 市税務統計書」などの刊行物もの 表文書や供覧の痕跡は存在していない。「大阪 市税務統計書」などの刊行物等と して収蔵されている。よって行政刊行物等と して収載することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等				
127	1020101	永年	S34	S34	34027	33724	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」 昭32~33 ・昭和32年度大阪市 税月報(昭和32年度 第1号~第3号) 府 ・昭和32年度 高 ・昭和32年度 高 ・昭和32年度 高 ・昭和32年度 高 ・昭和33年度 高 ・昭和33年度 ・昭和33年度 ・昭和34年度 ・第4号度 高 ・昭和34号度 高 ・昭和34号度 ・昭本34号度 ・田本34号度 ・田 34号度 ・田 34号度 ・田 34号度 ・田 34号度 ・田 34号度 ・田 34号度 ・田 34号度	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編織されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す 庭歴文である」と判定されている。しかし、 綴されている内容を実際に見てみると、市が作 成した「大阪市税月報」ほか市税にする刊行 物そのものが編綴されていた。その他決裁文書 や供覧の痕跡は存在していない。よって行政刊 行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等				
128	1020101	永年	S53	S53	118358	46753	税制改正資料 関係書類	「地方税改正資料」昭 52.3 第80回国会(常会)昭 和52年3月自治省税 務局市町村税課発行 印刷物及び第80回国 会昭和52月自治 省税務局局固定資産税 課発行印刷物「地方 税改正資料集」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係当す との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、編 綴されている内容を実際に見てみると、自治省 が作成した国会資料が編綴されていた。決裁文 書や供覧の痕跡存在していない。市の意思決 定を反映する資料でない。とから廃棄とするこ とが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献				

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	人欄												アーキビスト記入欄			所属	記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存 期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	(廃棄	意見 は を表 示)	意見
129	1020101	永年	S53	S53	118359	46758	税制改正資料 関係書類	「大阪市の財政」昭50 -52 大阪市発行印刷物大 阪市の財政,昭和50 年4月、同6月、昭和51 年4月、同6月、昭和52 年4月、同6月、昭和52 年4月 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都庁 股係の資料等が編線されており、国中関係省 しの重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されてる。しかし、編 該されている内容を実際に見てみる刊行物その ものが編級されていた。決裁文書や供覧の痕跡 は存在していない。よって当該連冊を行政刊行物等化することが適当であると考える。	内容	ア 行政刊行物等			
130	1020101	永年	S53	S53	118360	46760	税制改正資料 関係書類	「地方税及び譲与税 収入見込説明」昭50 ~52 昭和50年度第75回国 会=50年2月)、昭和 51年度(第77回国会= 51年2月)、昭2月) 度第80回国会=52年 2月で、自治省税務 局発行印面物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都庁 技術の資料等が編線されており、国中関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されてる。しかし、 る歴文である」と判定されてる。しかし、 総されている内容を実際に見てみると、自治 が作成した「地方稅及び譲与稅収入見込み説 明」という刊行物そのものが編線されていた。 決裁文書や供覧の痕跡は存在していない。よっ て廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献			
131	1020101	永年	S53	S53	118361	46762	税制改正資料関係書類	「固定資産概要調書」 昭52 大阪市財政局発行印 刷物「昭和52年度 固 定資産概要調書」及 び「昭和52年度固定 資産概要調書(家屋)」 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 第冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、 との重要な連絡調整文書(3・エ・ア)に該当す る郷されている、とか、大阪市 る綴されている内容を実際に見てみる。しか、大阪市 が作成した「固定さ産概要調書」とという代育物 でのものが編綴されていた。決裁文書か、共行物 をのものが編綴されていた。決裁文書か、円覧の 根類在行政刊行物等として公文書館に収蔵されている。よって当該簿冊を行政刊行物等化する ことが適当であると考える。	内容	ア 行政刊行物等			
132	1020101	永年	S53	S53	118362	46763	税制改正資料関係書類	「譲与税等要綱,昭49 - 52 財政局主税部発行印 刷物 昭和49年度(49年2月 及び10月)、昭和50年 度(50年2月及び11 月)、昭和51年度(51 年2月及び10月)、昭和52年度(52年2月及 び11月) で加入52年度(52年2月及 び11月) 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編録されており、国や関係省庁 の重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する る歴文である」と判定されている。しかし、域 総されているの内容を実際に見てみる一刊領域 が作成した「譲与税等要網」という刊策の行物 ものが結綴されていた。決裁中代戦の行物 ものがは ものがは は存在していない。この要綱は現在 等として収蔵されている。 よっても が作が、 はのであると が作が、 はのであると が作が、 はのであると がであると がであると がであると がであると がであると がのであると でする でする でする でする でする である である である である である である である であ	内容	ア 行政刊行物等			

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記入	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
133	1020101	永年	S54	S54	123147	46754	税制改正資料 関係書類	「地方税改正資料」昭 53.2 第84回国会 昭和53年 2月自治省税務局市 町村税課発行印刷物 及び昭和53年2月自 治省税務局固定資 税課発行印刷物(第 84回国(局会)規定 問題無会(開会)規 同野縣業が適当 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編纂立書(3-エ-ア)に該当し との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当し る歴文である」内容を実際に見てみる。と、国の観 原がでが成した「第84回国会(第会)想定問題 集」などの子子が編纂されている。と、国の 原が作成した「第84回国会(第会)想定問題 集」などの子子が編纂されている。これらの 料には決載安書・世供覧を支書とは考えたい。 市の税務内をすることが適当であると考える。 簿冊は廃棄とすることが適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
134	1020101	永年	S54	S54	123148	46755	税制改正資料 関係書類	「地方税改正資料」昭 53.3 第84回国会(常会) 昭 和53年3月自治省税 務局市町村稅課発行 口刷物(住稅関係) 及び昭和53年2月同 課発行印刷物(その 他諸稅関係) 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 藩冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料を結論整文書(3-エ-ア)に該当ら との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当ら を変してある」と努支ア原に見てみると、国の省 が作成した「地方税改正資料(住民税関 係)」など裁立書・大田で、日本の名 (番)、など就女書・世級で、現立によるにく は、主、主、を、表して、 は、主、表して、 は、表して、 は、表して、 は、表して、 は、ま、表して、 は、ま、表して、 は、ま、表して、 は、ま、表して、 は、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま	内容	ウ (ウ) 参考文献		
135	1020101	永年	S54	S54	123150	46761	税制改正資料 関係書類	「大都市比較統計年 表,昭51~53 大都市統計協議会発 付印刷物で、現状 は、行政刊行物として 登録保存しているもの 行政刊行物等化 が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	行物等	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 藩冊歴文判定で「稅制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編盤文書(3-エ-ア)に該して との重要な連絡製文書(3-エ-ア)に該して 級されている内とでである」と判定されている。人現在は 級されている内では、日本のでは、日本のでは、 の資料には、表別では、日本のでは、 ないことから、一般では、 ないことから、一般では、 ないことから、一般では、 ないことがら、一般では、 ないことがら、一般では、 ないことがら、一般では、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののには、 ののでは、 ののでは、 ののには、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののには、 ののでは、 ののには、 ののでは、 ののには、 ののでは、 ののでは、 ののには、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののには、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののには、 のので	内容	ア 行政刊行物等		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記入	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存 期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架 番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
136	1020101	永年	S54	S54	123151	46765	税制改正資料関係書類	「国家予算の説明」昭 51~53 「(国会)税制改正の要 網・租税及び印紙収 入予算の説明」(大衛 省主税局発行…有 (関昭51.52,53 「(国会)予算及び財政 投融資計画局所理財 局発行…有償)昭51、52.53 昭和52年度間知管産 (東京市財政局発行、有償)昭51、52.53 昭和52年度間却資産) 一大阪市財政局発行 で取刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歷文判定で「稅制改正に係る国や指係都 所係の質科等が編録されて3・エ・ア)に該当す の要なさる」と判定されて3・エ・ア)に該当る を歴史である。と判定されている。と、国・超 級されている内容を実際に見てみると、国・超 がかにの紙収入55年度固定資産概要調書(こられている)になります。 発行した「昭全)税別での要綱・周の 発行した「昭全)税別での要綱・周の 発行した「昭全)性別では、大阪市前財政局の を行った。日本の一手が編纂されたが、日本の一手が編纂されている。 は、として、経済であると、国・超 が表して、経済である。 ・ は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	内容	ア 行政刊行物等		
137	1020101	30年	\$59	S59	137775	46759	税制改正資料関係書類	「市税関係通達集昭 45~59」 「市税関係通達集 市税条例等改正篇 」 で、自昭和45年度 ~ 至昭和51年度 及び自昭和52年度・至昭和52年度で、財政局 主税部が印刷発行したもの 行政刊行物等化 が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類,はH25年度の旧永年簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁との重要立建絡関整文書(3-1-ア)に該当うる歴文である」と判定されている。しかし、編綴されている内容を実際に見てみると、「市税関係通達集」という刊行物が編綴されている。これらの資料には決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。現在、公文書館に行政刊行物等として収蔵している「市税関係規定集」と同等のものであると考え、行政刊行物等化することが適当であると考える。	内容	ア 行政刊行物等		
138	1020100	永年	\$43	\$43	36999	36654	地方税関係法 令改廃関係書 類	「地方税法律」 正する37~42年 ・地方税法律。 ・地方税法律の部37.2改 正現在、38.4) ・昭和39年4月 ・地方税法(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「地方税関係法令改廃関係書類」はH25年度旧 永年簿冊判定において「市税条例、市税条例 行規則の改正案及び決裁が編綴されている」と して1-エ・ウ条例または市規則の制定改廃に係 る決裁文書に該当するとして歴文と判定されて はの表現文書に該当するとして歴文と判定されて はの表立を当該の表立を はの表述を では、「地方税の一部を改正する法律」に 関する資料が編成されており、市の条例・規則 関する資料が解談されており、市の条例・規則 の作成に関資料も市ではなく自治省が作成した されている資資料も市ではなく自治省が作成した ものである。よって当該簿冊は廃棄とすること が適当であると考える。		ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	人欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
139	1020100	永年	S46	S46	37000	36655	地方稅関係法 令改廃関係書 類	「地方税法の一部を改正する法律案関係を資料」昭和 42~45年 ・地方税法等集関係を改正する法律案関係では、 ・地方税法等集関係を改正する建年5月、昭和43年3月、昭和44年4月自治省税物)・地方税法律年月月、昭和54年4月、市税法律军3月月、市税、建工等10年代。 東京 10年代表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表		ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「地方税関係法令改廃関係書類」はH25年度旧 永年簿冊判定において「市税条例、市税条例施 永年簿冊判定において「市税条例、市税条例施 行規則の改正案及び決裁が編綴されている」と して1-エ・ウ条例または市規則の制定改廃に係 る決裁文書に該当すると、回転文と判定されている。しかし、支寒院に編綴されている文書を見 でみると、「地方税の一部を改正する法律」に 関する資料が編綴されており、市の条例・規則 の作成に関する決裁等は存在していない。ま た、自当省が作成した有償刊行物も存在する。 た、自当省第冊は廃棄とすることが適当である と考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
140	1020100	永年	S51	S51	37001	36656	地方税関係法令改廃関係書類	「地方税法の一部を改正する法律案関係資料・昭46~50年度 ・(国会)地方税法の一部を改正する法律案関係資料(昭46~50年度 ・周本の正する法律案関係資料(昭和46年2月、昭和49年4月、昭和50年4月自治省税務局発行刊行物) 廃棄が適当		ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「地方税関係法令改廃関係書類」はH25年度旧 永年簿冊判定において「市税条例、市税条例施 行規則では一次の条例を 行規則では一次条例を して「・一次条例を は市規則の制定改廃に係 る決裁文書に該当するとして歴文と判定されて いる。しかし、実際に編纂されている文達す。 に関する資料が編纂されている文法律」に関する資料が編纂されており、市の条例・規則 の作成に関する決裁等は存在していない。ま た、自治省が作成した有償刊行物もない。ま た、自治省が作成した有償刊行物も近。ま た、自治省が作成した有償刊行物も近。ま た、自治省が作成した有償刊行物も近。ま 大。自治省が作成した有償刊行物もある と考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
141	1020100	永年	S51	S51	37002	36657	地方税関係法 令改廃関係書 類	「地方税法の一部を改 正する法律案関係資 料,昭48~50年度 (国会)地方税法の一部を改正する法律案 関係資料(昭和48年 度、昭和49年度、昭和 50年度) 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「地方税関係法令改廃関係書類」はH25年度旧 永年簿冊判定において「市税条例、市税条例施 行規則の改正案及び決裁が編綴されている」と して1-エ・ウ条例または市規則の制定改廃に係 る決裁文書に該当するとして歴文と判定されて いる。しかし、実際に編綴されている文書・に いる、しかし、実際に編綴されている文書・に 関する資料が編綴されており、市の条例・規則 の作成に関する決裁等は存在していない。よっ て当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考 える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
142	10201000	永年	S54	S54	123265	48552	地方稅関係法 令改廃関係書 類	「昭和51~53年度地 方税法の一部を改正 する法律案関係資料」 (第84回国会…昭和 53年度)、(第80回国 会…昭和52年度)、 15年度) 地方税法律 家世である。 第7年度 地方 税法律 案関係資料で、自治を 関係資料で、自治的 政局主税部が複製し たもの 行政刊行物等化 が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄	「地方税関係法令改廃関係書類」はH25年度旧 永年簿冊判定において「市税条例、市税条例 行規則の改正案及び決裁が編盤されている」と したリエ・ウ条例または市規則の制定改廃に係 る決裁文書に該当するとして歴文と判定されている。 しかし、法院に編纂ではているる法書・に 関する資料が編纂されており、市の条例・規則 の作成に関する決裁等は存在していない。 に関する資料が編纂されており、市の条例・規則 の作成に関する決裁等は存在していない。 は されている資料もではなく自治省が作成 されている資料もではなく自治省が作成 されている資料もではなく自治省が作成 されている資料もではなく自治省が作成 されている資料もではなく自治省が作成 ものである。よって当該簿冊は廃棄とすること が適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
143	10201000	永年	S55	S55	132247	48553	地方税関係法令改廃関係書類	「昭和51 - 54年度地 方税法の一数 54年度地 する法律 国国 第86 資料」 (第77 国国 第80 回日会 昭日 日本 18 年 18	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「地方税関係法令改廃関係書類」はH25年度旧 永年簿冊判定において「市税条例、市税条例 行規則の改正案及び決裁が編綴されている」と して1-エ・ウ条例または市規則の制定改廃に係 る決裁文書に該当するとして歴文と判定されている。 に、しかし、実際に編綴されている文書を見いる。 に関する資料が編綴されているの条例・規 関する資料が編綴されており、市の条例・規 の作成に関する決裁等は存在していない。 はの作成に関する決裁等は存在していない。 はの作成に関する決裁等は存在していない。 はのでのある。よって当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考える。		ウ (ウ) 参考文献		
144	10201000	永年	S57	S57	132248	48554	地方税関係法令改廃関係書類	「昭和54~56年度地 方税法の一部を改正 する法律案関係資料」 (第87回国会…昭和 54年)、(第91回国会 …昭和55年)の第91 回国会稅法等の一部を 改正する法治の一部を 改正する法治的政局主 税したものを財政局主 税が高当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「地方税関係法令改廃関係書類」はH25年度旧 永年簿冊判定において「市税条例、市税条例施 行規則の改正案及び決裁が編綴されている」と して、主の条例または市規則の制定改廃に係 る決裁文書に該当するとして歴文と判定されている。 いる。しかし、実際に編綴されている文書でいる。 に関する資料が編綴されている交流書で、 関する資料が編綴されているがで成して関する資料が編級さればないの作成に関する決裁等は存在としていないに成けで成していない。 は関する決計が編級されば存在と自治で成けに成した。 を対していない。 はの作成に関する決計では存在と自治である。 が適当であると考える。	内容	ウ (ウ) 参考文献		
145	1020301	永年	S46	S48	91660	263320	土地評価関係 書類	「土地統計年報」 1(昭和46年3月)~ 3(昭和48年3月) で、財政局主税部 定資産税課土地係発 行印刷物 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課 (固定資産税)	廃棄(刊 行物等 化)	「土地評価関係書類」は1/25年度旧永年歴文判定において、国からの通知文書を編綴するものとして歴文対象外と判定している。 実際に簿冊の内容を確認すると「土地統計年報」といいるでは、2000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年であると考え、行政刊行物もこれとの等のものであると考え、行政刊行物等化が適当であると考える。	内容	ア行政刊行物等		
146	1020301	永年	S48	S48	91661	263323	土地評価関係 書類	「土地評価替参考資料集」 昭和48年4月 財政局 主税部固定資産税及び昭和50日間 工地係発行印刷物及び昭和64年7月同上 係資産税行印刷物「固定 係資産税付土地任等 地特例関係等参考 料集」 行当 両当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課 (固定資産税)	廃棄(刊 行物等 化)	「土地評価関係書類」はH25年度旧永年歴文判定において、国からの通知分文書を編纂するものとして歴文対象外と判定をしている。実際に満冊の内容を確認すると、「土地評価替参考資行等の場合という。」は、「大地評価ではの刊度なり、「大地評価を受ける財政のでは、「大地評価を受ける財政のでは、「大学には、「大学には、「大学には、「大学には、「大学には、「大学には、「大学には、「大学には、「大学には、「大学には、「大学には、「大学には、「大学には、「大学では、「大学には、「かいいは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「	内容	ア 行政刊行物等		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	最初編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
147	1020301	永年	\$47	S51	102159	263322	土地評価関係書類	生生地 第一個 大学 (生物) 中国 (生物) (生物) 中国 (生物) (生物) (生物) (生物) (生物) (生物) (生物) (生物)	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課(固定資産税)	廃棄(刊 行物等 化)	「土地評価関係書類」はH25年度旧永年歴文判定において、国からの通知文書を編綴するものとして歴文対象外と判定している。実際科集、立の内容を確認すると「土地関係参考資料集」な設立に関する財政局作成の冊子が編綴調を選進が、公文書館において「固定資産税に関するにあいて「固定資産評価実施要綱」などがれていた。公文書館「一、金、公文書館「一、金、公文書館」、を送されている。公文書館「一、金、公文書館」、「一、公文書館「一、金、公文書館」、「一、公文書館「一、金、公文書館」、「一、公文書館「一、金、公文書館」、「一、公文書館「一、金、公文書館」、「一、公文書館「一、本、公文書館」、「一、公文書館「一、本、公文書館」、「一、本、公文書館、「一、本、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	内容	ア 行政刊行物等		
148	1020301	永年	S49	S51	102160	263325	土地評価関係 書類	「土地統計年報」 4(昭和49年3月)~ 6(昭和51年3月)で、財政局主税部固 定資産税課第1·第2 土地係発行印刷物 行政刊行物等化 が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課 (固定資産税)	廃棄(刊 行物等 化)	「土地評価関係書類」はH25年度旧永年歴文判定において、国からの通知文書を編綴するものとして歴文対象外と判定している。実際に簿冊の内容を確認すると「土地統計年報」という固されていた。公文書館において「固定資産税に関する財政局作成の刊行物を編纂調ま」や「固定資産税更調」されていることから、当該簿冊に編綴されている計りであると考える。	内容	ア 行政刊行物等		
149	1020301	永年	\$52	S53	118562	263326	土地評価関係 書類	「土地統計年報」 7(昭和52年3月)~ 8(昭和53年3月) で、財政局主税部 定資産税課第1・第2 土地係発行印刷物 行政刊行物等化 が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課稅課(固定資産稅)	だ来(刊 行物等 化)	「土地評価関係書類」はH25年度旧永年歴文判 定において、国からの通知文書を編綴するもの として歴文対象外と判定している。実際に簿他 の内容を確認すると「土地統計年報」という固 定資産税に関する皆能において「固定資産機要制 れていた。公文書館において「固定資産機要制 書」や「固定資産評価実施要網」などが収蔵さ れていることから、当該簿冊に編綴されていることから、当該簿冊に編綴されている 刊行物もれた同等のもと考える。	内容	ア 行政刊行物等		

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記)	人欄												アーキビスト記入欄			所属	記入欄	公文書管理委員会	AK Zi
番号	分類 コード	保存期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	(廃棄	意見 Eは を表 示)	意見	
150	1020301	永年	S51	S54	123424	261082	土地評価関係 書類	「土地事務の基礎知識資本 「土地事務の基礎知識資 産稅與発行日解和的物」 上地東海共稅部解物」 一度的原務的。 一度的原務的。 一度的原務的。 一度的原務的。 一度的原務的。 一度的原務的。 一度的原務的。 一度的原務的。 一度的原務的。 一度的原務的。 一度的原務的。 一度的原務的。 一度的原務。 一度的原務。 一度的原務。 一度的原務。 一度的原務。 一度的原務。 一度的原務。 一度的原務。 一度的原務。 一度的原因。 一定的原因。 一定的原因。 一定的原因。 一定的原因。 一定的原因。 一定的原因。 一定的原因。 一定的原因。 一定的。 一定。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定的。 一定。 一定的。 一定。 一定。 一定。 一定。 一定。 一定。 一定。 一定	内	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課(固定資産税)	廃棄(刊 行物等 化)	「土地評価関係書類」はH25年度旧永年歴文判定において、国からの通知文書を編綴するもの として歴文対象外と判定をしている。実際に満 冊の内容を確認すると「土地事務の基礎知識,「土地固定資産機関係株内部研修用遺産が編編 「土地固定資産機関係株内部研修用が編編 「土地固定資産機関係を必要がある。「大地関する財政同作成の可が明を開始では、 記載では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	内容	ア 行政刊行物等				
151	1020301	永年	S51	S54	123425	261083	土地評価関係書類	「土地事務所解解」 「土地事務所解解」 「土地事務稅部關於, 一本的。 一句。 一句。 一句。 一句。 一句。 一句。 一句。 一句	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課 (固定資産税)	廃棄(刊 行物等 化)	「土地評価関係書類」はH25年度旧永年歴文判定において、国からの通知文書を編綴するものとして歴文対象外と判定をしている。実際に薄に土地事務の基礎知識。明十土地園を資産税関係年のの部研修用資料が編纂さに関する財政局作成の内部研修用資料が編纂では、公文書館において収蔵している。公文書館において収蔵している。公文書館において収蔵している。名文書館にありまり、一部の世界のものであると考え、行政刊行物等化が適当であると考える。	内容	ア行政刊行物等				

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

公文書	館調査員記	入欄												アーキビスト記入欄			所属記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存期間	編集	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	意見 (廃棄は を表 示)	意見
152	1020301	永年	\$52	S54	123426	261085	土地評価関係書類	「地価公示要覧」 「昭和52年地価主税行 要覧」(算産税課発行 国定資産税課発行 調物)、「要覧」(資産税 研知53年地 価公示部固制物)、「要覧」 (事政制度 (財政局主税部 (財政局主税等 (財政課発行印刷 物)、 (財政計算 (財政計 (財政計 (財政計 (財政計 (財政計 (財政計 (財政計 (財政計	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課稅課 (固定資産稅)	廃棄(刊 行物等 化)	「土地評価関係書類」はH25年度旧永年歴文判定において、国からの通知文書を編纂するものとして歴文対象外と判定をしている。実際に運用の内容を確認すると「地価公示要覧」という固定資産税に関する財政局作成の冊子係等調書、や「固定資産税」直接音において「固定資産税要調書、や「固定資産税更施要網」などが行政刊行物として収蔵されていることから、当該簿冊に編纂されている刊行物もこれと同等のものであると考え、行政刊行物等化が適当であると考える。	内容	ア 行政刊行物等		
153	1020301	永年	S52	S54	123427	261086	土地評価関係書類	「地価公示要覧」 「昭和52年地価主税行列 関立「財政を開発を開発を開発を開発を開始」 「要覧」「財産税限等発行の 「要度、関係を開始が、要のでは を行いました。 「要ないでは、 一次では、 一次では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課 (固定資産税)	廃棄(刊 行物等 化)	「土地評価関係書類」はH25年度旧永年歴文判定において、国からの通知文書を編纂するものとして歴文対象外と判定をしている。実際に簿冊の内容を確認すると「地価公元要覧」という固定資産税に関する財政局作成の刊行物が編纂されていた。公文書館において「固定資産概要調書」や「固定資産制でに行政刊行物等として収蔵されていることから、当該簿冊に編纂されている刊行物もこれと同等のものであると考え、行政刊行物等化が適当であると考える。		ア 行政刊行物等		
154	1020301	永年	S54	S54	123423	263327	土地評価関係 書類	「土地評価関係資料集」 昭和54基準年度「土地評価関係資料集」 報報等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課 (固定資産税)	廃棄(刊 行物等 化)	「土地評価関係書類」はH25年度旧永年歴文判 定において、国からの適和ソ書を編纂するもの として歴文対象外と判定している。 実際に簿門 の内容を確認すると「土地評価替関係参考資料 集」「標準宅地等評定基礎資料」なども固てい た。公文書館に可りにである。 「固定資産側要調書」や 「固定資産側要調書」や 「固定資産制度を開発して、 「固定資産制度を関係を で、 「固定資産制度を で、 「固定資産制度を で、 「固定資産制度を で、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一	内容	ア行政刊行物等		

∫傍線は削除 │太字は改正

大阪市公文書管理条例(抄)

(<u>異議申立て</u>及び委員会への諮問) 審査請求

第25条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について行政不服審査法(昭和37年 平成26年

法律第160号)による<u>異議申立て</u>があったときは、市長は、次の各号のいずれか 法律第68号 審査請求

に該当する場合を除き、速やかに委員会に諮問し、その答申を尊重して当該<u>異議</u> 審査

<u>申立て</u>に対する<u>決定</u>をしなければならない。 請求 裁決

- (1) <u>異議申立て</u>が不適法であり、却下する<u>とき</u> 審査請求 場合
- (2) <u>決定</u>で、<u>異議申立てに係る利用決定等(利用請求に係る特定歴史公文書等の</u> 裁決 審査請求の全部を認容し

全部を利用させる旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し又

は変更し、当該<u>異議申立て</u>に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることと 審査請求

する<u>とき。ただし、</u>当該<u>利用決定等</u> について反対意見書が提出さ 場合 (特定歴史公文書等の利用

れている<u>とき</u>を<u>除く。</u> 場合 除く。)

(情報公開条例の準用)

第26条 情報公開条例第18条、第19条、第23条から第27条まで及び第29条の規定は

、前条の規定による<u>異議申立て</u>について準用する。この場合において、次の表の 審査請求

左欄に掲げる情報公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省 略	省 略	省略略
第18条第1号	不服申立人	異議申立人
第18条第2号	公開請求者(利用請求者(公文書管理条例第16条第3項
	公開請求者 <u>が</u>	に規定する利用請求者をいう。以下同じ。
	不服申立人)(利用請求者 <u>が異議申立人</u>
第18条第3号	不服申立て	異議申立て
	公開決定等 に 公文書の公開 ついて <u>反対意</u> 見書	利用決定等(公文書管理条例第20条第1項 特定歴史公文書等(公文書管理条例第2条 に規定する利用決定等をいう。以下同じ。 第6項に規定する特定歴史公文書等をいう) について公文書管理 。以下同じ。)の利用 条例第22条第3項に規定する <u>反対意見書</u>
	省略	省略
	不服申立人	異議申立人
第19条の見出	不服申立て	異議申立て
<u></u>		

第19条各号列	省略	省略
記以外の部分	裁決又は決定	<u>決定</u>
第19条第1号	省 略	省略
	不服申立て	異議申立て
	裁決又は決定	<u>決定</u>
第19条第2号	不服申立てに	 <u>異議申立てに係る</u> 利用決定等(公文書管理
	係る公開決定	条例第16条第2項に規定する利用請求に係
	等(公開請求	る特定歴史公文書等 <u>(公文書管理条例第 2</u>
	に係る公文書	条第6項に規定する特定歴史公文書等をい
	の全部を公開	<u>う。以下同じ。)</u> の全部を利用させる <u>旨の</u>
	する	決定を除く。以下この号において同じ。)
	当該公開決定	当該利用決定等
	<u>等</u>	
	公文書を公開	特定歴史公文書等を利用させる <u>旨の</u>
	する <u>旨の裁決</u>	
	<u>又は</u>	
	省略	省略
第23条の見出	省略	省略
し、第24条第		
1項及び第3		

 項、第25条、			
第27条第2項			
並びに第29条			
省 略	省 略	省	略
第23条第 4 項	省 略	省	略
	不服申立て	異議申立て	
	、不服申立人	<u>、異議申立人</u>	
	省 略	省	略
	不服申立人等	異議申立人等	
第24条第1項	審査会	<u>委員会</u>	
及び第3項、	不服申立人等	異議申立人等	
第25条並びに			
第27条第1項			
第24条第 2 項	省 略	省	略
	不服申立人	異議申立人	
	省 略	省	略
第26条	省 略	省	略
	不服申立人等	異議申立人等	
第27条第1項	審査会	委員会	

第23条第 3 項	 公文書管理条例第26条の規定により読み替
	えられた第23条第 3 項
、次項	並びに公文書管理条例第26条の規定により
	 読み替えられた次項
審査会	委員会
第1項	公文書管理条例第26条の規定により読み替
	えられた第1項
前項	公文書管理条例第26条の規定により読み替
	えられた前項
省略	省略
<u>前項</u> 第 2 項	公文書管理条例第26条の規定により読み替 えられた <u>前項</u> 第2項
第 2 項	公文書管理条例第26条の規定により読み替
	えられた第2項
審査会	委員会
審査会	<u>委員会</u>
	家在 第1項 前項 略 前項 略

(組織等)

第30条 省 略

- 2 4 省 略
- 5 委員会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、第25条に規定 する<u>異議申立て</u>に係る事件について調査審議させることができる。 審査請求
- 6 省 略

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール

平成 25 年 11 月 25 日制定

大阪市公文書管理条例(平成 18 年大阪市条例第 15 号。以下「条例」という。)第 28 条の規定に係る、 歴史資料として重要でなくなったと認める文書を決定するための運用ルールを次のとおり定める。

1 基本的考え方

これまで旧永年保存の簿冊は、歴史公文書等の価値の判定を受けずに、完結後 30 年を経過した時点で公文書館に引き継がれていた。これは、永年保存の簿冊に編綴されている公文書は歴史資料として重要という観点から多くの公文書を公文書館に集める効果的な制度であった。一方で、内容が重複している文書や事務処理上参考に供する期間が 30 年を超える文書も含まれるなど歴史資料として重要ではない文書が多く収蔵される原因にもなった。

また、公文書館には、刊行物等を編綴している簿冊が多く収蔵されており、書籍や新聞など不特定 多数のものに販売することを目的として発行されているものも含まれている。

現在、刊行物等を特定歴史公文書等としていることで、利用決定等の手続等に時間を要していることや、歴史資料として重要ではない文書が収蔵されていることにより、公文書館条例で規定されている目的と齟齬をきたしている。また、整理・保存及び文書の特定に時間を要しているなどの課題が生じている。

上記の課題解決のため、公文書館機能の充実に向け、次の取組を行うものである。

- ・利用請求者の利便性の向上を図る
- ・公文書館本来の目的である整理・保存機能を高める
- ・新たな歴史公文書等を収蔵するための保管場所を確保する

具体的な取組として、現在、刊行物等を編綴している特定歴史公文書等のうち、刊行物等の内容が利用制限等に該当せず、行政刊行物等として取り扱うことが適していると認められる文書は特定歴史公文書等ではなく行政刊行物等として取り扱うことなど、公文書管理条例第 28 条第1項に規定する歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法を定め、特定歴史公文書等を廃棄することにより、公文書館機能の充実を図る。

2 歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法

- (1) 歴史資料として重要でなくなったと認める文書は、以下に該当するものとする。
 - ア 刊行物等を編綴している文書で、行政刊行物等として取扱うことを決めた文書
 - イ 他の特定歴史公文書等の内容と重複する文書
 - ウ 大阪市公文書管理条例第7条の基準に当てはまらない文書
 - (ア) 業務上の必要性から長期保存されている文書
 - (イ) 市民、民間企業からの申請書等または給付金等の台帳等で内容が公報や統計書等により 公になっている文書
 - (ウ) 国からの通達・他都市に関する資料、参考文献等
- (2) 上記に該当する特定歴史公文書等が、歴史資料として重要でなくなったと認めるにあたっては、同条2項の規定に基づき、あらかじめ大阪市公文書管理委員会に諮り、承認を得るものとする。

特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法

1 候補簿冊の選定方法

- (1) 大阪市公文書管理条例第 28 条にかかる運用ルールに基づき、公文書館調査員が候補簿冊を抽出し、「特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト」を作成する。
- (2) 上記(1)について、アーキビストが意見を付与する。
- (3) 上記(2)について、所管所属に廃棄しても問題が無いか否かを確認する。

2 公文書管理委員会における決定方法

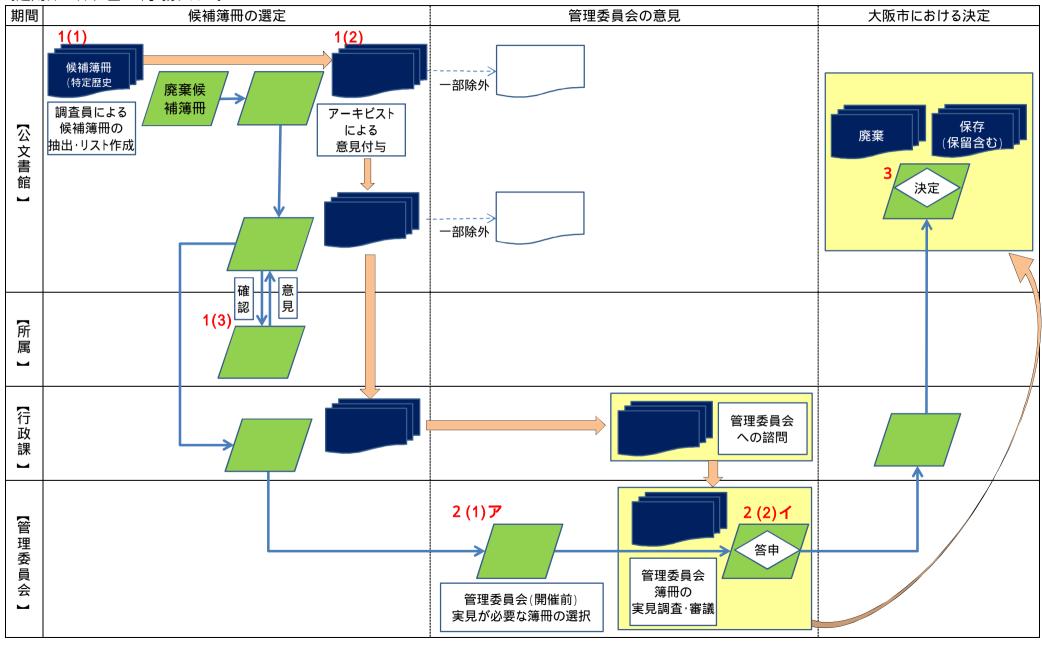
- (1) 決定方法
 - ア 公文書管理委員会開催前に配付する特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リストから、 実見が必要な簿冊を選択する。
 - イ 公文書管理委員会において、簿冊を実見のうえ、廃棄が適正か否かを審議する。
- (2) 公文書管理委員会における審議結果のまとめ方
 - ア 公文書管理委員会は、簿冊ごとの審議結果をまとめることとする。
 - イ 大阪市公文書管理委員会規則第5条第3項の規定により、諮問事項について、委員会と しての意見を決定し、審議結果を答申として市長に提出する。

なお、継続審議を要するもの等については、審議結果の取りまとめを保留することも可能とする。

3 大阪市における決定方法

市長は、公文書管理委員会からの意見を受け、廃棄又は特定歴史公文書等として引き続き保存するか否かを決定する。

【運用ルールに基づ〈事務フロー】



大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長が定める基準

平成 24 年 1 月 31 日制定 平成 26 年 8 月 21 日改正

大阪市公文書管理条例(平成 18 年大阪市条例第 15 号。以下「条例」という。) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、歴史公文書等(条例第 2 条第 5 項に規定する「歴史公文書等」をいう。以下同じ。) に該当するかどうかを決定するための基準を次のとおり定める。

1 基本的考え方

条例第1条の目的において、「市政運営に関する情報は市民の財産」であること及び「本市等の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、条例第4条において、意思決定の過程に関する事項であって意思決定に直接関係するものは公文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下のア~エのいずれかに該当する公文書は、歴史公文書等に当たり、当該公文書を編集した簿冊は保存期間満了後には大阪市公文書館に引き継ぐものとする。

- ア 本市の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- イ 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- ウ 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- エ 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

2 具体的な判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の公文書が歴史公文書等に該当するかどうかを決定するにあたっての具体的な判断指針については、以下のとおりとする。なお、以下の判断指針において、公文書が歴史公文書等に該当するかどうかの判断に際しては、歴史資料として重要な公文書等について調査研究を行う者の意見を聴くものとする。

(1) 条例別表において保存期間が 30 年とされている「公文書の区分」に掲げるものの うち、次表に記載する公文書は歴史公文書等に該当するものとする。

公文書の区分

ア 市行政の総合計画又は基本方針の決定に関するもの

- (ア) 計画等の策定又は改廃に関する決裁文書及び計画書等
- (イ) 意思決定に関係する会議の会議要旨又は会議録
- (ウ) 局長等への説明資料及び説明時における指示等の内容

イ 重要な事務及び事業の計画に関するもの

- (ア) 計画の策定又は改廃に関する決裁文書及び計画書
- (イ) 意思決定に関係する会議の会議要旨又は会議録
- (ウ) 局長等への説明資料及び説明時における指示等の内容

ウ 市会議案その他市会に関するもの

(7) 市会議案、原議

- (イ) 本会議及び運営委員会並びに常任委員会等の会議録
- (ウ) 議事運営に関する重要なもの

エ 条例又は市規則等の制定及び改廃に関するもの

- (ア) 案の検討、審査に関するもの
- (イ) 市規則等の制定改廃に係る意見公募手続に関するもの
- (ウ) 制定又は改廃に係る決裁文書
- (I) 解釈又は運用基準の制定改廃に関するもの

オ 市長及び副市長の事務引継書

(ア) 市長及び副市長の事務引継書

カ 予算及び決算に関する重要なもの

- (ア) 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯
- (1) 歳入及び歳出の決算報告書並びに債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯

キ 市域の境界変更及び編入に関するもの

- (ア) 市域の拡張及び変更、行政区の再編成等に関する決裁文書
- (イ) 意思決定に関係する会議の会議要旨又は会議録
- (ウ) 市長等への説明資料及び説明時における指示等の内容

ク 訴訟及び不服申立てに関するもの

- (ア) 本市の機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯のうち、 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
- (1) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯のうち、法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの

ケ 法第138 条の4第1項に規定する委員会の構成員及び同項に規定する委員の任免に 関するもの

- (ア) 執行機関として法律の定めるところにより、普通地方公共団体に設置を要する教育委員会、選挙管理委員会及び人事委員会の構成員並びに監査委員の任免に関する 決裁文書
- (1) 執行機関として法律の定めるところにより、市町村に設置を要する農業委員会及び固定資産評価審査委員会の構成員の任免に関する決裁文書

コ 職員の任免及び賞罰に関するもの

- (ア) 職員の採用試験、選考に関する重要なもの
- (イ) 職員表彰又は職員の処分に関するもの重要なもの

サ 叙位叙勲及び褒章並びに表彰に関するもの

- (ア) 表彰制度の創設、改廃に関するもの
- (イ) 叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの
- (ウ) 市民表彰等特に重要な市長表彰に関するもの

シ 公有財産の取得又は処分に関するもの

(ア) 公有財産の取得又は処分に関する重要な経緯

(2) 条例別表において保存期間が10年以下とされている「公文書の区分」に掲げるもののうち、次表に記載する公文書は歴史公文書等に該当するものとする。

公文書の区分

ア 通達、要綱等の制定及び改廃に関するもの

(ア) 通達、要綱等の制定又は廃止及び重要な改正に関する決裁文書

イ 重要な請願、陳情、要望等に関するもの

- (ア) 請願書、陳情、要望書等及びそれらに対する回答で重要なもの
- (イ) 要望等に係る協議における議事録で重要なもの

ウ 重要な工事の施行に関するもの

- (ア) 総事業費が特に大規模な事業については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの
- (1) 総事業費が大規模な事業については、事業計画の立案に関する検討、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの
- (ウ) 工事誌

エ 公有財産の管理に関するもの

(ア) 公有財産の管理に関する重要な経緯

オ 機構及び定員の要求に関するもの

(ア) 機構及び定員の要求に関する重要な経緯

カ 審査基準、処分基準及び行政指導指針に関するもの

(ア) 行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号八の処分基準、同号二の行政指導指 針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯

キ 補助金、各種交付金及び給付金に関するもの

(ア) 補助金、各種交付金及び給付金の要件に関するもの

ク 統計調査に関するもの

- (ア) 統計に関する立案の検討その他の重要な経緯
- (3) (1)から(2)に掲げるもののほか、次表に記載する公文書は歴史公文書等に該当するものとする。

ア 市行政の運営、実績、評価等に関するもの

- (ア) 制度の新設及び改廃に関する重要なもの
- (イ) 施設の創設及び改廃に関する重要なもの
- (ウ) 重点施策に関するもの
- (I) 重要な契約、委託に関するもの
- (オ) 局長以上の職にある者の事務引継書
- (カ) 市行政の広報企画に関する重要なもの
- (‡) 施策の講評記録に関する重要なもの
- (ク) 行政の運営状況の監察に関する重要なもの
- (ケ) 市が関わる団体の設置・廃止等に関する重要なもの
- (コ) 市の情報公開や文書管理に関する重要なもの
- (サ) 市職員の業務・労働の実態を具体的に示すもの

- (シ) 市職員の労働条件及び労働環境に係る重要な協議に関するもの
- (ス) 行政評価に関する重要なもの
- (セ) 本市において実施・運用している制度の運用状況の把握に関するもの

イ 市民等の権利・義務に関するもの

(ア) 重要な台帳、原簿

ウ 委員会、審議会、会議等の記録

- (ア) 各種委員会、審議会等の記録
- (イ) 重要な内部会議及び市が構成員となっている諸会議の記録

エ 国、他都市等との連絡等に関するもの

- (ア) 中央省庁等との連絡調整に関する重要なもの
- (イ) 他都市等の行政協力に関するもの
- (ウ) 広域行政に関する重要なもの
- (I) 行幸啓に関する重要なもの

オ 市民等の健康、安全等、市民生活に密接に関わるもの

- (ア) 重大な事故、災害に関するもの
- (イ) 重要な福祉事業に関するもの
- (ウ) 産業、経済の育成・指導・調整に関する重要なもの
- (I) 都市機能・都市空間の整備に関する重要なもの
- (オ) 市民生活の健康、安全、衛生に関する重要なもの
- (カ) 市民の社会経済生活の実態を具体的に示すもの
- (‡) 環境問題に関する重要なもの
- (ク) 多様な市民の共同・共生とその施策に関する重要なもの

カ 本市の歴史、文化、学術、事件等に関するもの

- (ア) 各種の調査、研究に関する重要な記録
- (イ) 重要な区行政及び地域振興に関するもの
- (ウ) 選挙事務の管理運営に関する重要な記録
- (I) 学校教育及び教育行政に関する重要なもの
- (オ) 文化施策に関する重要なもの
- (カ) 教育及び文化向上に関する市民の取組並びにその活動実態を示す重要なもの
- (キ) 市民協働・市民活動支援とその施策の実態を具体的に示すもの
- (ク) 国際会議、国際協力、国際交流等に関する重要なもの
- (4) 上記に記載のない公文書であっても、1の基本的考え方に照らして、本市として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく本市全体で対応し、その教訓が将来に活かされるような特に重要な政策事項等に関するものについては歴史公文書等に該当する。

特定歴史公文書等の 廃棄候補簿冊選定用リスト (引き続き公文書館において保存するもの)

移管元所属意見付与時に特定歴史公文書として引き続き保存すると判断したもの

公文	書館	調査員	記入欄												アーキビスト記入欄			所属	記入欄	公文書管理委員会
番号		分類 コード	保存 期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由		種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	(廃棄	意見 は を表 示)	意見
	1 10	020101	永年	S39	\$39	33974	33671	税制改正資料 関係書類	「大阪市税務資料」 (市税に関する参考 係数資料) 昭33、34、35、36、 37、38年に成 財政局主税部印刷物 刊行物化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源 課 (財源調整 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す るしかし、編 級されている内容を実際だ見てみると「大阪市 税務資料」という財政局発行のた「決裁文書の が編綴されているものであった。決裁文書の 綴されておらず、供覧の痕跡も存在しない。 よって行政刊行物として収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等	×		
	2 10	020101	永年	S51	S51	33975	33672	税制改正資料関係書類	「市税グラフ」昭43、 44、46、47 「市税グラフ参考係数 資料,昭43、44、46、 48 「伸び悩む大阪市税 の現況」昭43、44 「国税・地方税等参 係数資料,昭50 財政局作成印刷物 刊行物化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源 課 (財源調整 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や関係自 関係の資料等が編綴されており、国や関係省す との重要な連絡調整文書(3・エ・ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、常 る歴文である」と判定では、『市めし、『市めし、 がラフ』『伸び悩む大阪市税の現況」などとい う財政局発行の刊行物そのものが編級されている るものであった。決策とは いるものであった。 が通知である。	内容	ア 行政刊行物等	×		
3	100	020101	永年	S40	S40	34004	33701	税制改正資料 関係書類	「譲与税等要網」昭32~39 -地方道路線与税等要網」昭32~24 - 議与稅等要網 昭343 - 議与稅等要網 昭353 - 議与稅等要網 昭363 - 議与稅等要網 昭363 - 議与稅等要網 昭37.7 - 市政府等要網 昭37.7 - 市政府等要網 昭37.7 - 市政府等等要網 昭37.7 - 市政府等等要網 昭37.7 - 市政府等等。 表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源 課 (財源調整 稅制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す 級されている内容を実際に見てみると、『譲 級されている内容を実際に見てみると、『譲 ・で、記 ・で、記 ・で、記 ・で、記 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、	内容	ア 行政刊行物等	×		

移管元所属意見付与時に特定歴史公文書として引き続き保存すると判断したもの

公文	書館調査員	記入欄												アーキビスト記入欄			所属	記入欄	公文書管理委員会
番号	分類 コード	保存 期間	最初 編集 年度	最終 編集 年度	配架番号	簿冊 整理 番号	簿冊名称	編集している公文書 の内容及び抽出理由	要素	種類	所管 所属名	所管所属 保管単位名		意見	要素	種類	(廃棄	意見 は を表 示)	意見
4	1020101	永年	S45	S45	34005	33702	税制改正資料関係書類	「譲与税等要綱」昭40~44度譲与税・昭和40年度譲与税・昭和41年度譲与税等要綱 昭402、40.9・昭和41年度譲与税等要綱 昭412、41.9・昭和42年度譲与税等要綱 昭42、42.9・昭和43年度譲与税等要綱 昭42、44.9・昭和44年度譲与税等要綱 昭42、44.9 財政局主税部印刷物行政刊行物化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源 課 (財源調整 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 薄冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す との重要な連絡の整文書(3-エ-ア)に該当す 綴されている内容を実際に見てみると、『譲与 税等要綱』という刊行物そのものが製されている を表すのものだかた。決載文書や供覧の痕跡は存 在していない。よって行政刊行物として収蔵す ることが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等	×		
5	1020101	永年	S49	\$49	34006	33703	税制改正資料 関係書類	「譲与税等要網」 昭 45 ~ 48 ・昭和45年度譲与税 等要網 昭45.2、45.9・昭和46年度譲与税 等要網 昭46.2、46.9 ・昭和47年度譲与税 等要網 昭47.2、47.11 ・昭和48年度譲与税 等要網 昭48.2、48.10 財政局主税部印刷物 行政刊行物化が適 当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整,稅制企画)	化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指係者 関係の資料等が編綴されており、国中投係当す との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、編 級されている内容を実際に見てみると、『録 税等要網』という刊行物そのものが編綴され存 にいるした。決裁文書や供覧の痕跡は存 をしていない。よって行政刊行物として収蔵す ることが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等	×		
6	1020101	永年	S46	S46	34028	33725	税制改正資料関係書類	「地方財政状況調査表」昭38~46 地方財政状況調査表 (自治省調査) 昭和 38年度~昭和46年度 大阪市発行印刷物 行政刊行物化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源 課 (財源調整, 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊股庭文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、日東に省庁 との重要な連絡調整文書(3・エ・ア)に該当す る歴文である」と判定されいる。しかし、編 緩されている内容を実際に見てみると、市が作 成した「地方財政状いるものであった。元に のものが編綴されているものであった。元に なっている調査は自治省が行ったもので、その 他決裁文書や供覧の痕跡は存在していない。 よって行政刊行物として収蔵することが望まし い。	内容	ア 行政刊行物等	×		
7	1020101	永年	S51	S 51	34029	33726	税制改正資料 関係書類	「地方財政状況調査表」昭47~51 地方財政状況調査表 (自治省調査) 昭和 47年度~昭和51年度 大阪市発行印刷物 行政刊行物化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源 課題整 (財源調整 税制企画)	作業(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年 簿冊歴文判定で「税制改正に係る国や指定都市 関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁 との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当す る歴文である」と判定されている。しかし、持 級されている内容を実際に見てみると、市が存成 成した「地方財政業沢調査表」という刊行物を のものが編録されているものであった。元に なっている調査は自治省が行ったもので、その 他決裁文書や供覧の痕跡は存在していない。 よって行政刊行物として収蔵することが望まし い。	内容	ア 行政刊行物等	×		

大阪市公文書管理委員会規則

制 定 平 23. 2.18 規則 5 最近改正 平 25. 3.29 規則 136

大阪市公文書管理委員会規則を公布する。

大阪市公文書管理委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市公文書管理条例(平成18年大阪市条例第15号)第33条の規定 に基づき、大阪市公文書管理委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営並びに調 査審議の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

- 第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。 (専門委員)
- 第3条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。 (部会)
- 第4条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理し、並びに部会における調査審議の 状況及び結果を委員会に報告する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。(会議)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会の運営)

第7条 第5条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は総務局において処理する。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成 24年3月30日規則第95号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 136 号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

大阪市公文書管理委員会 名簿

上田 健介 近畿大学大学院法務研究科教授

金井美智子 弁護士

小西 和夫 相愛大学客員教授

澤井 実 大阪大学大学院経済学研究科名誉教授

澤村 美賀 消費生活相談員

玉田 裕子 弁護士

安竹 貴彦 大阪市立大学大学院法学研究科教授

(敬称略:五十音順)

第9回 大阪市公文書管理委員会の諮問にかかる 対象簿冊の内容及び図書館収蔵状況(参考)

項番	簿冊名称	内容	国立国会図書館 サーチ等
1	神のやしろ	【刊行物等化】 ·大阪市内の神社についての書籍	なし
2	大阪市第1回下水道改良 誌	【廃棄】(ただしすでにある行政刊行物の予備として所持) ・大阪市の下水道の歴史や、それに伴う都市整備の進展を知るうえ で重要なものが記録	なし
3	西成普通水利組合誌	[刊行物等化] ・市に移管された西成普通水利組合の歩みの記録 ・農業用水の利用のされ方や堤防の建設等水利という都市機能の整備を示す重要な資料が編集	国立国会図書館 市立図書館 府立図書館 公共図書館
4	淀川右岸水害予防組合誌	[刊行物等化] ·淀川右岸水害予防組合の歩みを示した書籍 ·淀川の洪水の予防や下流域の治水に関する取組を読み取ることができ、災害に関する重要な資料	国立国会図書館 市立図書館 府立図書館
5	第1次大阪都市計画事業 誌	【廃棄】(ただしすでにある行政刊行物の予備として所持) ・第一次大阪都市計画事業の事業概要や図面、予算等の資料が掲載されており、当該期の都市機能・都市空間の在り方がよくわかる 書籍	なし
6 ~ 39	財源拡充関係書類	【廃棄】 「地方財務」(有償)が編綴 (株)帝国地方行政学会 (財)方財務協会 (株)ぎょうせい ・都道府県市町村の財務運営のにかかる実務雑誌 ・解説記事、実例紹介記事が掲載	国立国会図書館 公共図書館
40 ~ 71	市税決算関係書類	【廃棄】 「税務統計書」が編綴 大阪国税局発行 ・市税決算の分析に用いる内容が記載された冊子	国立国会図書 公共図書館 (No42、45~48、 56、58、60、64~ 69なし)
72 ~ 137	税制改正資料関係書類	【行政刊行物等化】 ・「大阪市税務統計」という財政局発行の刊行物そのものが編綴【廃棄】 ・国の省庁が作成した「租税及び印紙収入予算の説明」「予算の説明」といった冊子	国立国会図書 公共図書館 (No81、83~93 なし)
138 ~ 144	地方税関係法令改廃 関係書類	【廃棄】 ・地方税関係法令改廃関係書類 ・自治省が作成した「地方税の一部を改正する法律」に関する資料 が編綴	国立国会図書館公共図書館
145 ~ 154	土地評価関係書類	【行政刊行物等化】 ・「土地統計年報」という固定資産税に関する財政局作成の刊行物 が編綴	